

予算特別委員会会議録

日時 平成22年3月17日（水） 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後5時21分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 清水 武則
副委員長 大沢 軍司
委員 土屋 直 中村 正則 渡辺 亘人 皆川 巖
棚本 邦由 山下 政樹 鈴木 幹夫 望月 勝
木村富貴子 樋口 雄一 進藤 純世 武川 勉
丹澤 和平 保延 実 小越 智子 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明
副知事 小松 重仁
総務部長 古賀 浩史 知事政策局長 平出 亘 企画部長 中澤 正徳
福祉保健部長 小沼 省二 森林環境部長 小林 勝己
商工労働部長 輿水 修策 観光部長 中楯 幸雄 農政部長 笹本 英一
公営企業管理者 進藤 一徳 教育長 松土 清 警察本部長 西郷 正実
林務長 前山 堅二

議題 第17号 平成22年度山梨県一般会計予算
第18号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第19号 平成22年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第20号 平成22年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第21号 平成22年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第22号 平成22年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第23号 平成22年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第24号 平成22年度山梨県県税証紙特別会計予算
第25号 平成22年度山梨県集中管理特別会計予算
第26号 平成22年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第27号 平成22年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第28号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第29号 平成22年度山梨県公債管理特別会計予算
第30号 平成22年度山梨県営電気事業会計予算
第31号 平成22年度山梨県営温泉事業会計予算
第32号 平成22年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時2分から午前11時35分まで県民クラブの質疑を行い、休憩をはさみ午後1時00分から午後2時10分まで自民党新政会の質疑を行い、休憩をはさみ午後2時21分から午後3時16分までフォーラム政新の質疑を行い、休憩をはさみ午後3時26分から午後4時17分まで自由民主党輝真会の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後4時30分から

午後5時20分まで自民クラブの質疑を行った。

主な質疑等

質疑

（地域医療再生計画について）

棚本委員

県民クラブの棚本でございます。質疑に入らせていただきます。

まず、県が不況から県民の生活を守るとりでとなる、この言葉は非常にわかりやすく、しかも、力強く重い言葉でありまして、県民生活全般に対しても県の決意と認識をしまして、念頭に置きながら本委員会の質問に入ります。

最初に、地域医療再生事業に係る予算に関連して質問をいたします。このたび、峡南医療圏と富士・東部医療圏の2つの医療圏を対象に、国から交付される25億円を活用して、それぞれの地域の医療の課題の解決に向けた事業を展開することとなりました。25億円という大規模な金額を医療分野に投じる機会は、目下の我が国の財政状況を考えれば二度とないものと思われまして、今後の県の取り組みに大きな期待を寄せるものであります。一方で、それぞれの医療機関からの要望に応じた、いわゆるばらまきになってしまうのではないかと心配もあります。私は今回の地域医療再生事業の眼目は、個別の医療機関のレベルを上げるのではなく、医療圏全体で、将来にわたり住民が安心できる医療体制を構築することにあると考えています。このためには、県においてリーダーシップを発揮し、市町村、医療機関など関係機関との調整を図りながら、常に医療圏という広域的な視点のもとに、効果的な事業を実施していただきたいと思っております。

そこで、今後の取り組みの舞台となる医療圏とはそもそもどのような考えのもとに設定されたのか、まず、最初に伺います。

小沼福祉保健部長

医療圏設定についての考え方についての御質問でございますが、医療圏と申しますのは、効率的な保健医療活動が行えるように、その体制を整備する上で基準となる区域でございまして、知事が医療法などに基づきまして指定をいたします。現在、1次医療圏、これは市町村を対象とする単位、それから、複数の市町村から成る広域的なエリアを対象といたします2次医療圏、それから、県下全域を対象といたします3次医療圏から成っております。

今回の地域医療再生計画事業の対象となるのはこのうち2次医療圏でございまして、この2次医療圏というのは、特殊な医療を除きまして入院治療を主体とした一般的な医療需要に対応できるエリアということで、現在、中北、峡南、それから峡東、それに富士・東部の4つがございまして。

棚本委員

私も、医療圏に対する考えは、県民がだれもが自分の住んでいる医療圏域内で普通に医療を受けられ、安心して暮らしていくことを望んでいる、これが基本になると思っております。それぞれの医療圏には特徴がありまして、また、医療圏の間で医療水準も均一ではないと思われまして。

県は、今回地域医療再生事業を実施する医療圏として、峡南医療圏と、富士・東部医療圏を選定しましたが、この2つの医療圏は、県全体から見てどのような特徴があると認識されていますか。

小沼福祉保健部長

今回選定をいたしました峡南及び富士・東部地域の医療圏の特徴と申しま

すか、課題と考えるべきことだなどと思っておりますけど、両者に共通するのは、医師不足、そのために十分な医療体制が確保できていないということでございます。

峡南について申し上げますと、鰍沢病院に基本的な診療科目である内科医がないなど、一般的な医療や救急医療が十分でないということ。とりわけ救急医療につきましては、圏域外に搬送されるケースが非常に多うございまして、それは県内でトップの割合でございます。それから、高齢化が非常に進展をしております、在宅医療の充実というのが課題となっております。

富士・東部について申し上げますと、高度専門的な医療が整っております中北地域と距離的に非常に遠いという中であって、とりわけ東部の医師不足は、峡南よりひどい状況でございます。そういうことでありますので、富士・東部におきましては、一般的な医療、救急医療、それから高度専門的な医療が圏域内で賄えるような状況づくりが必要であり、そのことが特徴という課題であると考えています。

棚本委員

ただいま、部長の答弁の中にもございましたが、これらの医療圏のうちで県境に位置するところの住民は、県外の医療機関を利用しているケースも多いということをおも承知しております。例えば、東部地域の妊婦さんが東京の病院でお産をすることも多く見られますが、これらの病院においても十分な医師確保がされていない中、負担になっているという話もお聞きしております。このような実態をとらえ、今回の事業で、隣接県との連携を進めることも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長

確かに、今回の富士・東部、峡南につきましても、隣の県への、お産とか救急の搬送というケースが間々見られる状況でございます。こうした状況は、先ほど冒頭に申し上げましたように、その医療圏の中で基本的な医療は賄うという2次医療圏の考え方からすると、決して好ましい状況ではないと考えておりますし、患者さんや御家族にとっての利便性、特に、速やかな治療、迅速な治療という点からも改善すべき課題ではないかと思っております。今回の地域医療再生計画の中で、こういった圏域内で医療が十分に賄えるような状況をつくるべきと考えており、隣接県との連携はその次の課題になるかなと考えています。

棚本委員

隣接県との課題も避けて通れない課題だと思いますので、今後十分な動向把握をお願いするものであります。

冒頭で申しましたとおり、医療圏全体の水準を上げるためには、医療機関の連携を強化していくことが必要であります。一方で、僻地を抱える峡南医療圏や、中北医療圏から遠い富士・東部医療圏においては、今後、遠隔地医療ということも重要な課題になると考えられます。この点を考えると、医療機関の間で医療情報を共有できるシステムを構築することが必要でありまして、県の地域医療再生計画においても、そのための事業を実施することとされておりますが、どのように取り組むのかお伺いします。

小沼福祉保健部長

医療情報の共有システムの整備につきましては、再生計画を策定する際に地域の医療関係者の御意見を伺いました。医療機関が連携をしていく上で、こういった情報の共有等は欠くことができないという御認識をお持ちでした。ただ、一方、こういったシステムを入れることによって人をふやしたり運営経費がかかるような大規模なシステムは、今の医療環境の中、非常に経

営が厳しい中で負担になるという御意見もございました。

そういうことで、患者情報につきましては、今のところ検査の情報、それからレントゲンとかCTの画像の情報、それからどんな薬を飲んでいるか、投薬の情報、この3点をシステムとして共有していこうということを考えております。具体的には、来年度、また個々の先生方の御意見を伺いながら整備をしていきたいと考えております。

棚本委員

わかりました。情報通信の利用というのは、医療の分野でも今後の大きな課題だと思いますので、このことにつきましても動向を注視いただきたいと思います。

それぞれの医療圏が共通している課題は、2次医療圏の体制を今後どのように継続して確保していくかという点であります。2次医療に当たる医師の勤務環境は大変厳しく、医師不足を招いている中、地域医療再生計画によってこの状況を大きく改善していく必要があると思いますが、取り組みについて伺います。

小沼福祉保健部長

2次医療圏における救急の体制の、医師の充実を含めた体制の強化ということでございますが、今回の対象地域である峡南地域の北部に位置する富士川町と市川三郷町には、鰻沢病院と市川三郷町の町立病院がございますので、ここの連携を図ることによって医師の集約をして、救急体制とか医師の負担の軽減を図っていきたく思っております。

それから、中南部に位置する身延町とか南部町につきましては、飯富病院と身延山病院がございます。ここの連携を強化することで、同じように医師の集約化を図るとともに、そういったことに係る設備整備を行っていきたく思っております。それから、高度な専門の救急的なものは、中北で補完をしていただくということで、中北との連携の強化をしていきたく思っております。

それから、富士・東部につきましては、大月市、都留市、上野原市の一般的な救急の体制を充実する。そのための設備や機器の整備を図っていきたく思っております。

それから、富士吉田の市立病院につきましては高度な救急、それから、山梨赤十字病院につきましては周産期救急、この専門的な高度な部分を担っていただくという考えでこれから事業を進めることにしております。あわせて、当然、医師の確保というのが必要になっておりますので、山梨大学等々の御協力をいただきまして医師の派遣をしていきたく思っております。

棚本委員

それぞれの医療圏域ごとの細かなお考えについてお聞きできました。これらの地域における医療の再生を図る上で、医師の定着確保を進めることは必要不可欠であります。地域医療再生事業でも大学等の協力を得て医師の確保を図ることとしていますが、あわせて、私は、自治医科大学出身の医師に対する支援を行っていくことも効果的ではないかと考えています。現在、これらの地域において、多くの自治医科大学出身の医師に勤務していただいておりますが、地域の病院や診療所では最新の医療情報や技術から遠ざかってしまうという声も聞いています。このようなことから、県が、中期計画において県立中央病院の研修トレーニングセンター化の方向を打ち出されたことは大変意義深いと思っておりますが、取り組みについて伺います。

小沼福祉保健部長

自治医科大の卒業生は、大学の設立の趣旨から、勤務地が僻地等の地域医

療ということで勤務地の制約がございます。それから、一般の医学部と違いまして、医局というものを持たず、卒業後はその出身県の所属となります。医局に所属しておりますと研修等が医局を通して行われるんですが、医局がないということで、先生方も非常に高度、最新医療に貪欲に研修をしたいという気持ちを持っておりますので、今後、中央病院が独立行政法人に移行するに当たって、自治医科大学の卒業生など地域で活躍している方々のトレーニングセンターとしての機能を持つということがございます。その場でいろいろな新しい技術を習得していただく、そのことによって地域医療に携わる先生方の技術になる、それから、研修をすることによって県外に出ることが多々ございますので、そういうことを県内にとどめようということ定着も図られるのではないかと考えております。

（がん対策の推進について）

棚本委員

トレーニングセンターにつきましては一定の効果を得られると思いますので、充実した運営が図られますように期待申し上げまして、限られた時間でございますから、次の質問に移ります。

県立病院への運営負担金について、関連して質問をいたします。

本年、4月1日に新たに発足する県立病院機構において、救命救急医療や周産期医療、精神科、救急医療など、県民生活に欠くことのできない政策医療を引き続き確実に提供できるようにするため、県は必要な経費を負担することとありますが、死亡率の1位を占めているがんに関しては、都道府県がん医療連携拠点病院である県立中央病院が特に力を入れ、本県のリーダーとしてがん医療の向上が図られるよう先導するべきだと考えます。このためには、地域の病院等と連携を進める中で、高度で最新の医療が行えるがんセンター機能を充実していくことが必要であり、中期計画には、がんの包括的な診療体制の整備、がんセンター化との趣旨の記載がありますが、具体的にはどのように進めていくのか伺います。

小沼福祉保健部長

県立中央病院のがんセンター化に向けての取り組みの内容ということでございますが、2つの面から取り組んでいきたいと考えています。

まず、県立中央病院そのものの診療体制の強化。それから、もう一点は、がんの診療連携拠点病院としての機能の強化、この2つの面からセンター化を図っていききたいと思っております。

診療体制の強化については、まず、来年度から、がん診療部を創設いたしまして、そのもとに化学療法部、それから放射線部、それから緩和ケアを置きまして、一体的に取り組んでいくとともに、外来の化学療法室を設けまして、通院でも化学療法が受けられるような体制を整備していきたいと考えております。

2つ目に、MRIなど最新の医療機器の更新をして、診断機能を高めていきたいと考えております。

3つ目が、がんセンターボードの充実ということでございまして、がんセンターボードと申しますのは、がんの患者さんといえども症状は千差万別でございますので、個々人に合った治療方針を検討する病院内の会議と御理解をいただければ結構なんですが、この病院内のがんセンターボードを充実しまして、医師もいろいろな分野の専門医師、外科だけでなく、内科、放射線科、化学療法の医師が参加をして、また、それ以外にも看護師から栄養士まで全部が参加して、その患者さんに合った治療計画をつくりまして、チームで医療に当たるということに取り組んでいきたいと考えております。

もう一つは、がん診療連携拠点の機能の強化ということですが、幾つもございますが、とりわけ力を入れていきたいのは地域クリティカルパスというのも整備しようということでございまして、来年の10月までには整備をしようということでございます。それは、急性期、回復期、それから自宅へ帰ったときの療養期、そのどの段階においても治療に当たる病院が、共通の診断計画書を持ちまして治療に当たるということで、県内どこにいても安心してがん治療が受けられるということでございまして、そういった2つの機能を充実させることでがんセンター化を図っていきたいと考えております。

棚本委員

本県全体のがん医療のレベルアップを図るためには、県立中央病院のみの力では限界があり、他の医療機関の水準も高めながら連携を強めていく必要があると思います。しかしながら、御承知のとおり、山梨厚生病院と富士吉田市立病院が、今年度限りで地域がん診療連携拠点病院の指定が取り消されるとのことでありまして、かえってレベルが下がってしまうのではないかと心配をしております。本県におけるがん医療の向上、充実は県民共通の願いでありまして、がん医療体制を今後どのように確保していこうとするのか、重複する質問かもしれませんが伺います。

小沼福祉保健部長

がん診療連携拠点病院に限ってお話をさせていただきますと、国の指定要件が昨年変わりました。残念ながら、山梨厚生病院がリニアック等の整備ができないということで指定から外れてしまいました。ただ、峡東地域の皆さんは、今までも市立甲府病院のほうに通われる方が多かったので、来年度から市立甲府病院を地域がん診療連携拠点病院に指定をすることになりました。

それから、富士吉田の市立病院につきましては、県の助成もする中で、リニアックの整備はすることになりましたが、改修工事等で本年度の指定には間に合いませんでしたので、可及的速やかに指定が受けられるように富士吉田市に働きかけますし、また、体制が整いましたら国にも早く指定ができるようお願いをしていきたいと考えております。

棚本委員

3月11日だったと思います。国のがん対策局か、正式な名称は忘れましたが、要件緩和に向けても、こういう状況が続くからいくんだというような動きも出ておりますので、この点も御注視いただきたいと思います。

そして、私の知る限り、がんに関する極めて多くの情報がさまざまな媒体を通じて流布されている状況は、かえって、患者や家族を混乱させ不安を増長させています。安心を得るためには、直接医師に相談するとともに、ただでさえ多忙をきわめている中、十分なコミュニケーションがとれないといった話も聞いておりますが、患者や家族の不安の解消を図るためには時間をかけて懇切丁寧に相談に応じられる体制を確保すべきではないかと考えますが、所見を伺います。

小沼福祉保健部長

がん患者等に対する相談体制のお話でございしますが、委員が御指摘のように、現在は情報が非常に氾濫をしております。自分の症状に合った情報というのが適切に選べない。そのことがかえって、患者さんの不安を増幅させているというようなケースも間々ございます。そのために、がん診療連携拠点病院におきましては、専門の相談窓口、相談支援センターを設置しております。個々人の状況に応じた相談を行っております。そこで相談に当たる者は、国の研修を受けた専門の方がやっております。このほかにも、県のホ

ームページを利用いたしまして、正確でわかりやすいがんに関する情報を提供いたしておりますし、また、がん患者さん同士が交流することで情報交換することも非常に大切でございますので、そういったネットワークづくりや交流会づくりなども行っているところでございます。

棚本委員

一連の御答弁の中で、がんセンターボードという言葉が出てきました。いわゆるがんセンターボードと呼ばれる、診療科を横断する症例検討組織、本格導入するということですが。新聞報道等で知った県民から、いよいよ、がんセンターボードまで本格導入されるがんセンターができるんだという、非常に期待する声私のところへも数多く寄せられています。がんの治療法を決めるということは、関係した方ならわかるでしょうが、その患者や本人や家族までも、人生までも左右する大きな、重要なことです。そこで、病院ごとにこのがんセンターボードの運営には大きな開きがあると言われていますが、どの程度のがんセンターボードを想定しているか、また、現況多忙をきわめる病院現場で、今後の患者数がふえることを予測して体制を考えていかれるのか伺います。

小沼福祉保健部長

がんセンターボードにつきましては、当面、県立中央病院で導入をいたしました。今後経過を見まして、各連携拠点病院にも導入のお願いをしていきたいと考えております。今のところ、どのぐらいの患者さんがあって、どのぐらいの対応ができるのか、まだ不明な点がございます。

（子供の心の健康対策について）

棚本委員

ぜひとも、先ほど申しましたとおり、報道等で知った県民は、県立中央病院のがんセンター化について、大いに期待をしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に移ります。子供の心の健康対策について伺います。

少子化が進行する中、産まれてくる子供は名実とも社会の宝でありまして、子供の心が健康に育つことは未来への希望につながるものです。しかしながら、御承知のように、不登校やひきこもり、また、学習障害、自閉症などの発達障害者や思春期特有の精神疾患がある子供、さらには、最近、親から食事を十分に与えられずに飢餓により衰弱死するなど、他県の痛ましい事件が毎日のように報じられているところでもあります。虐待を受けた子供など、心に問題を抱えた子供がふえています。表面化せず、把握できない事例も相当数あると聞いており、我が国の将来を担う子供の重要な問題であります。本県には、中央児童相談所に併設される形で平成18年度に開設した、子どもメンタルクリニックがあり、こうした子供の心の問題に取り組んでいると聞いていますが、その現状についてまず伺います。

小沼福祉保健部長

子どもメンタルクリニックの現状についてでございますが、子どもメンタルクリニックは、量的な問題、虐待とか、被虐待児とか、発達障害とか、ひきこもりとか、そういった心に問題を抱えている子供さんが、非常に、量的にふえているという状況。それから、質的な面でも、非常に複雑困難化した事例がふえているということで、児童相談所だけの対応では限界が見えてきたということで、18年度に子どもクリニックを開設いたしました。

現在、中央児童相談所で週4日、都留児童相談所で週1日の診療に当たっておりますが、今のところ、18年度が456件、19年度が671件、20年度が854件と、年々増加する傾向でございます。初診が3カ月、再

診は5カ月程度お待ちいただいているような状況でございます。

棚本委員

改めて状況をお伺いしまして、受診件数も約2倍に増加し、受診も3カ月以上待ちという深刻な状況を改めて認識いたしました。子どもメンタルクリニックだけでなく、県立北病院の思春期病棟も複雑困難化したケースがふえて、入院が長期化し、常に満床状態にあるとも聞いており、こうした心の問題に対する医療体制の整備がおこなわれているのではないのでしょうか。

本年度から、県は、子供の心の診療支援事業を実施していますが、私も子供の心の問題は、家庭や地域の養育力が低下する中、少子化対策、子育て支援対策の一環として、行政が積極的にかかわっていくべきであると考えます。そこで、県では今後、子供の心の問題にどのように取り組んでいくのか伺います。

横内知事

委員の御指摘のように、近年、心の問題を抱えた子供が非常に増加をしております。子育て政策、あるいは教育行政上の大きな課題になっております。県としてもこの問題に、今後、力を入れて取り組んでいかなければならない大きな課題だと思っております。

そこで、明年度におきましては、現在やっております取り組みをさらに強化いたしまして、現在、児童相談所にごさいます子どもメンタルクリニックに医師を常時2名配置し、診療体制を強化するというと同時に、こういう児童思春期医療といいましょうか、精神科のうちのこういう子供の心の医療を取り扱うお医者さんが不足をしているという状況でございますので、県立北病院で、後期臨床研修医2名の研修の実施を行うことにして、そういった人材の確保をしようと努めているところでございます。

そして、平成23年度には、こうした取り組みを強化していくことによって、子どもメンタルクリニックを発展的に解消いたしまして、心の問題を抱えた子供を総合的に支援する、子どもメンタルケアセンターというものを開設したいと考えております。

棚本委員

今、知事御自身の大変力強い言葉で、将来を担う子供の問題、限られた財政の中でも全力で取り組んでいただけるという強い意志をお示しいただき、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉プラザ内に子どもメンタルケアセンターを整備するとのことですが、他県では、子供の病院の中で児童精神科医療を実施している場合が多いと聞いています。医療と福祉の合体は、私が知る限りでは全国でも公立ですと珍しいと思ひますが、子どもメンタルケアセンターの特徴や、従来の子どもメンタルクリニックとの違いはどこにあるのでしょうか、伺ひます。

小沼福祉保健部長

新たに設けます子どもメンタルケアセンターの特徴、今の子どもメンタルクリニックとの違いということでございますが、今の子どもメンタルクリニックは、心理検査や診断、治療といった、主に、医療的な面でのケアを行っております。再来年度設置を予定しておりますメンタルケアセンターでは、この医療面の充実、診療スタッフの充実を図るとともに、福祉的な面の充実を図っていくこととしております。子供の療育相談とか療育支援とか、そういったものの充実を図って行って、そこで、医療から療育まで総合的にワンストップで対応できるような体制を整えていきたいと考えており、そのことが特徴になろうかと思ひます。

棚本委員

わかりました。ワンストップ、医療と福祉の合体といいますと、きっと、全国からも注目されると思いますから、ぜひとも、全国のお手本になるような山梨発ワンストップメンタルケアセンターの整備、大変期待をしております。

子供の問題は、ここに児童虐待の数の経路別の相談件数などというの、資料をいただいておりますが、子供の問題は本人のみならず、家族を初め周囲の人々への援助、指導も重要でありまして、学校や幼稚園、保育所、地域の保健師等との連携など、総合的な支援を長期間にわたって持続して子供を見守っていく必要があります。そこで、子どもメンタルケアセンターでは、学校や市町村等関係機関とどのように連携していくのか伺います。

小沼福祉保健部長

委員御指摘のように、心に問題を抱える子供さんたちの支援というのは、ただ、医療だけではなくて、保健、福祉、それから学校、教育関係者などが連携して対応することが極めて大切でございますので、今、支援連携会議というのを設置いたしまして、こういった関係者との意思の疎通を図っているところです。

それから、学校とか市町村とか保育所など、現場で心に問題を抱える子供に接する機会の多い方の研修を行ったり、専門的な相談には児童相談所とか発達障害者支援センターの職員が出かけまして、そういったことを通しまして連携を図っているところでございます。

さらに、新しいメンタルケアセンターではコーディネート機能というのを充実することによりまして、関係機関が総合的に心に問題のある子供を支援していくといった体制を整備することにしております。

棚本委員

ただいま答弁いただきました支援連携会議と思いますが。答弁のございました支援連携会議も非常に重要な部分を担っていくと私は認識しております。それぞれの専門分野の方々に、非常にお忙しいと思いますが、一堂に会して十分な内容の会議が可能なのでしょうか。支援連絡会議の重要性への率直な思いから、あえてお聞きをいたします。

小沼福祉保健部長

支援連携会議がうまく機能しているのかという御指摘でございますが、今、児童相談所の職員が中心になりまして、本当に頑張っていて、地域に出向いて連携会議に参加をしておりますので、十分に機能をしているものと考えております。

（金川の森の再整備について）

棚本委員

わかりました。今、率直な思いでお聞きしましたので、これからも県がうまく調整していただかないと、支援連携会議、非常に重要な部分ですからよろしくお願いをいたします。子供の心の問題全般につきまして、知事初め、部長の答弁をお聞きした中で、本県のこの分野は大きく進むだろうと確信をいたしました。期待いたしますということより、むしろ、もっと強い意味で、必ずなし遂げていただきたいと申し上げ、次の質問に移ります。

金川の森の再整備についてであります。

都市公園は、都市に緑と安らぎを与え、景観の重要な要素になるとともに、スポーツ、レクリエーション等の場の提供や、地震、火災等の防災活動拠点、避難時など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり、豊かな県民生活のために必要不可欠な施設だと思っております。一方で、大規模な公園設備には、多額の費用がかかることから、公園ごとの特性を生かして、県民福

社の増進はもとより、地域の活性化や地域産業の振興にも貢献できるよう積極的な活用を図っていくことが重要であります。

金川の森も、平成8年に供用を開始しておりますが、森林公園という特性を最大限生かし、地域と一体となった特徴ある施設運営に取り組むことが大切だと思っております。県におきましても運営に努力されていることは承知していますが、こうした施設の多くが、開園当初は珍しさもあり多くの入園者が訪れるものの、その後何年かたつとマンネリ化などにより、入園者が次第に減少していくのが常となっているのも事実です。

そこで、まず、金川の森が森林公園というコンセプトで整備されるに至った、所期の整備目的、また、現在の利用状況について伺います。

前山林務長

金川の森は、笛吹市の旧御坂、一宮、石和の3町にまたがる総面積が約36ヘクタールの広い公園でございますけれども、この公園の所期の整備目的につきましても、金川沿岸の集落ですとか畑を水害から守ってきた貴重な平地林を、その歴史とともに将来に伝えますとともに、保安林としての機能の増進を図りながら、県民の保健休養の場として活用することを目的に、都市公園として整備したものでございます。

公園の利用者数は開園当初から、おおむね年間20万人程度で推移をしておりますけれども、平成18年度から指定管理者制度の導入によりまして、開園時間の延長など、サービスの向上が図られてきましたことから増加傾向にありまして、平成20年度は子供連れのファミリー層を中心に、約26万8,000人の皆様に御利用をいただいております。

棚本委員

ただいま、利用者数は、20万人ぐらいで推移されていて増加傾向にあるという話もいただきました。確かに、私どもの富士・東部地域からでも金川の森へ行ったよという話も聞きますから、調べてみましたら15%以上も向こうからも来ているという状況を考えれば、本当に、名実ともに県民の共通の宝でありますし、県民共用の財産であります。

現在の施設に満足しているほうが多いという見方もできますが、ただ、今申し上げましたとおり、一方で、もともとあれだけ面積が広く、また、高速道路のインターチェンジからも近いなど、施設が置かれている条件から見ればもっと多くの利用者があってもよいのではないかと思います。県は、明年度の当初予算において、財政状況が厳しさを増している中であって、今、再生整備に取り組むとのことでもあります。その前提として、現在公園が抱えている課題をどのように分析して、どのように対応していくつもりなのか伺います。

前山林務長

公園の利用上の課題ということでございますけれども。この公園は、ことしの5月には開園から15年目を迎えますけれども、屋外の施設ということもございまして、施設の老朽化が進んでおります。そのために、利用者の安全を確保することが必要ということで、まず、木製遊具などの更新、改修が必要になっていると考えております。

また、この公園は、金川の両岸に沿いまして6つのエリアに分散をしておりますことから、エリア間の移動ですとか、あるいは、駐車場へのアクセスというようなことに不便な面もございまして。こうした課題を解決するとともに、今おっしゃいましたように、中央自動車道の一宮御坂インターチェンジと隣り合っております、石和温泉にも近いという恵まれた立地環境を有効に活用して、新たな利用者層を開拓するなど、公園利用の幅を広めていただ

く中で、さらに地域に貢献していくため再整備を計画しているものでございます。

棚本委員

ただいま、整備に関して幾つかお聞きをしましたが、再整備によるさらなる活用を図るためには、周辺の市町村や地域住民と連携しながら公園を舞台にして多くの人々の活発な交流を図っていくことが望まれます。このことで、一層の活用が図られますし、ひいては地域の活性化や産業振興にもつながっていくと思っています。そこで、再整備に関しては、公園利用者はもとより、地元自治体を初めとする関係者が公園に対してどのような思いを持っているのか、調査する必要もあろうかと思いますが、これらのニーズをどのように把握して、その結果どのような意見、意向があったのか伺います。

前山林務長

再整備を計画するに当たりましては、公園利用者へのアンケート調査ですとか、あるいは、地元の方々との意見交換などを通じて、要望、ニーズの把握を行っております。昨年7月に実施をしました利用者アンケートでは、既存施設の整備に関しましては、遊具の更新、あるいは、駐車場の増設などを求める声が多く、新たなサービスへの要望といたしましては、飲食施設の設置、あるいは、カブトムシなどの自然と触れ合うことのできる施設の整備などの要望が多く寄せられたところでございます。

また、地元金川沿岸を守る会の皆様との県政出張トーク、あるいは、有識者や笛吹市から意見をお伺いする中で、その中では、分散をしている6つのエリアを結ぶという視点から、サイクリングロードを整備したらどうだ、あるいは、公園の特性を生かして、環境というものをコンセプトとして再整備を検討していくべきではないかというような御意見をいただいております。

棚本委員

あわせて、地域活性化策については何かお考えですか。

前山林務長

今申し上げました、金川沿岸を守る会というのがございますけれども、この会では、日ごろから地域振興に積極的に取り組んでいただいている地元の自治会、石和温泉の旅館協同組合、笛吹市の商工会、青年会議所などで構成する団体でございますけれども、公園のごみ拾いですとか、あるいは、草刈りなどのボランティア活動の中心となって活動をしていただいている団体でございます。こうした団体の皆様と引き続き意見交換を重ねまして、再整備が地域活性化につながっていくよう努めてまいりたいと思っています。

また、地元の笛吹市とは、もちろん、特に密接な連携を図りながら検討をして、地域活性化に貢献できるような公園としてまいりたいと考えております。

棚本委員

答弁いただきましたとおり、本当に、限られた方々だけでは公園というのは育てられないという話でありますし、整備するときも、それから公園をつくる時も大事ですけど、後の、こうした育っていく部分が非常に大切かと思っておりますので、地域活性化も視野に入れながらお願いをしたいと思います。

私も時々帰りに歩きますが、土日は私どもも休みが余りありませんので、平日に、早い時間に県庁から戻れるときに歩いてみますと、シルバー層といえますか、少し年齢の高い方々を中心に、平日でもかなり歩かれております。

とにかく面積が広くて、また、承知のとおり中を金川も縦断していますから、お会いして、高齢者の皆さんのお話を聞きますと、ちょっと公園内の移動が大変だとか、あるいは、レストランや売店がなくて不便だという話もあ

ります。利用者アンケートや意見交換などの結果を具現化して、効果的に再整備を進めていくためには、公園が抱えるさまざまな問題を解決して、公園利用を広げていくための処方せんたる明確な方針のもとに整備を検討していくことが重要だと考えます。そこで、もう一度、再整備に当たっての考え方の基本方針をお伺いいたします。

前山林務長

再整備に当たりましては、利用者満足度の向上、それからまた、先ほど申し上げましたけれども、新たな利用者層の開拓を図って、県内外の人々が集ういやし先進県ということの拠点としていくことを目標にしまして、この公園の恵まれた立地環境を生かし、また、利用者ニーズの多様化ということもございまして、それに対応した再整備を行っていくことが必要だと考えております。

具体的には、木製遊具などの既存施設の更新、改修を行いますとともに、新たなサービス、機能の付加ということに取り組むこととなりますけれども、環境それから体験という言葉キーワード、基本コンセプトに、6つのエリアを結ぶ公園の一体化、それから、新たな魅力を創出する、サービス向上のための機能強化を図るといった3つの視点から整備の内容を検討していくことにしております。

棚本委員

本当に恵まれた立地環境でありますから、有効に活用した金川の森のリニューアルが図られまして、所期の目的であります県民の保健休養の場としての活用はもとより、石和温泉などとも連携した健康やいやしの拠点として、県内外のたくさんの人々が集う場となることを期待しております。名実ともに、県民の財産でありますから、よりよい運営がなされて充実した整備がなされることを願っております。

最後に、明年度予算に計上しています事業の具体的な内容と今後のスケジュールについて伺います。

前山林務長

再整備のスケジュールでございますけれども、今申し上げました、1つには既存施設の更新と改修、それから、もう一つ、新たなサービス、機能付加ということがあります。まず、既存施設の更新、改修につきましては、明年度、国土交通省の補助事業を導入して実施設計を行いました後に、平成23年度、施設整備を行う予定としております。

それから、新たなサービス、機能付加に向けましては、明年度、地元関係者の御意見も伺いながら、敷地の立地条件などの分析評価、景観、デザイン、また経済的な観点からの十分な検討を行いまして、施設の内容、規模の設定など、再整備の基本計画を策定します。さらに、これに基づく基本設計を行いました後に、平成23年度から24年度にかけて施設整備を行うという予定にしております。

棚本委員

本当に、県内どの公園も貴重な私どもの財産であります。ぜひとも、今後とも有効活用が図られますよう御期待申し上げます、以上で私の質問を終わります。

(水質の環境基準について)

大沢委員

限られた時間でございますから、早速質問に入らせていただきます。

まず、峡北広域行政事務組合の焼却灰の処理の問題について、平成20年の6月の議会において私は質問をいたし、それ以前にも質問をいたしたわけ

であります。このとき、組合が実施した水質検査では環境基準を満たしており、周辺環境の安全性に問題は認められない、今後とも水質検査を実施して、周辺への環境を監視していくこととしており、県としても、引き続き技術的支援等を行っていくとの答弁でありました。その後、県としては、どのような対応をしてきたか、その経過を伺いたいと思います。

小林森林環境部長 峡北広域行政事務組合では、平成9年の廃棄物処理法改正以前に焼却灰等を埋め立てた土地について、周辺環境の安全性の確認と埋め立てた焼却灰の今後の取り扱いを検討するため、平成13年度に、構成市町村長、それから組合議会代表、また県の担当者も入った学識経験者などで構成する埋立灰対策委員会というものを設置しまして、排水等の水質検査を定期的実施するなど監視を続けているところでございます。

また、本年1月に開催されました委員会におきましては、本年度の水質検査の結果が報告され、今回及び今までの調査では、地下水の環境基準を超過する測定結果は得られていないことから地下水汚染はないと思われる、埋め立てた地点周辺の地下水の検査結果は環境基準以下であるが、安全を確認するためにも今後の監視が必要としております。県といたしましても、担当職員が委員会に参加する中で、水質検査結果の確認をするなど、技術的支援等を行っております。

大沢委員 私も、本日まで二十数年間、地方議会の中に籍を置いてまいりましたが、質問をして、当局がその対応をしていくという答弁がありましたが、今回のこの組合の対策委員会の会合において、県でもその中に入っているという答弁がありました。しかし、その委員会の中で、私が質問したことが一度も討論をされたことがない。水質のことも論議されたことがないというのが広域行政事務組合のほうの答弁でありますけれども、この辺はいかがでしょうか。

小林森林環境部長 詳細につきましては承知していないところがございますけれども、県の職員が入っておりますので報告を受けたりして、必要な発言等は当然されていると思いますし、そのように理解しております。ただ、中身の細かい議事内容というのは承知しておりません。

大沢委員 質問を変えます。

数字を言いましても、ただ言っただけではわかりませんから、皆さん方のお手元に、資料を用意いたしました。皆さん方におわかりいただきたいということで、資料を提出してございますのでごらんいただきたいと思います。

まず、①、これが峡北行政事務組合における水質基準の値であります。それから、後は、②と③と④、これは、浸出水の水質値なんですね。峡北には7カ所の焼却灰の埋立地がある。そのうち、この3カ所以外のところは、井戸を掘ったそこから水をとって検査をするというようなことになっておりますから、一応、浸出水検査をしているところ。旧敷島町の島上条、これは埋立地となっておりますが、これは一時保管のところであります。この辺がいつの間にかすりかわっております。

次に、双葉町の埋立地、これも浸出水の調査であります。次が、須玉町の埋立地、これも浸出水でありますから、このことを参考までに示しましたが、この中で、峡北の広域事務組合における水質検査基準と、明野処分場放流水における水質基準との比較表というのが①のところにあります。一番最後に、ダイオキシンの数値がありますが、ちょうど真ん中辺にある②のところ。ほ

かのところは1以下となっておりますが、ここは10以下となっており、数値がここだけ違っております。こんなに数字が違うんですが、どうしてでしょうか。伺います。

小林森林環境部長 1枚目の資料ということでよろしいでしょうか。この表の一番左が公害対策基本法等の公共水域の水質ということになると思います。そこには、27項目あり、一番下がダイオキシンということになっております。それから、隣が地下水についての環境基準ということになっております。その次が、廃棄物処理法の処分場放流水の水質基準ということになっております。その一番右側が自主基準、明野の関係でございます。

先ほど委員さんがおっしゃいました一番下のダイオキシン類につきましては、公共用水域の水質基準、環境基準ということで1以下ということになっております。それから、廃棄物処理法の基準というものにつきましては10以下ということになっておりまして、それぞれの基準で、環境基準がそれぞれ違っております。それから、広域のこの場所につきましては、組合が調査しているところと、それからもう一つは、旧敷島町の部分になるかと思うんですが、市が調査しているところがありまして、それぞれが違う基準で水質の調査をしているということになろうかと思えます。旧敷島町の部分につきましては、2カ所で調査をしておりまして、ダイオキシン類につきましては、3つ目のところの一番下になりますが、10以下ということで基準を置いて調査をしているということになっております。

大沢委員

環境基準と水質基準、この辺の違いがわからないんですが。先ほど言いましたように、10以下と書いてあるところのこの場所は、私は前に質問をいたしました、須玉町の比志のところにあります処分場、そのことだと思うんですね。明野村とかそういうところは、下にシートを敷いて、完全に浸出水が出ないような形をしておる。しかし、日向の山の中に捨ててある、あのところは、そのまま捨てたと。そして、先ほど言いましたように、峡北でやっているところは全部を素掘りでやってあるんですね。下にシート等もないんですね。だから、ダイオキシンがほかのところは1にもかかわらず、あの日向の処分場については本当に何にもないところへただ埋め立てただけなんですよ、ただ、埋めただけ。だから、10という数値になっておる。10という数値は、そこだと思うんですね。ですから、ほかのところは基準値が1で厳しくしていても、一番危険なところが一番緩いということなんですけれども。この辺は、今言いましたように、放流水ということが書いてありますけれども、これは放流水なのか、浸出水なのか。浸出水であれば、処分場のすぐ下にあるため池のところだと解釈をするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

小林森林環境部長

先ほど申し上げましたように、基準のとり方はさまざまあると思います。環境基準というのは非常に厳しい基準ということになっております。処分場のところでの基準というのは、廃棄物処理法に基づく基準というようなことで、それぞれが当てはめる基準というのは、経緯の中で定めていると理解しております。

そのことで、浸出水の検査におきましても、その検査の時期とか、それから検査をどのようにやるかということによって、数値等はいろいろ出てくるかと思っております。

大沢委員

はっきり言ってわかりませんが、いずれにしても、今度はこの数値から申し上げます。

例えば、②と⑤が同じ島上条の検査なんですね。先ほど言いましたように、1つの例をとって、ダイオキシン、これが峡北と、峡北でやったということは県がやったということにみなされると思うんですが、ダイオキシン類が今0.092という結果が出ている。しかし、地元の甲斐市がやった島上条の検査結果が0.31。数値がこんなに違っている。同じ場所からとって、一方側の数値は0.092、1つのところは0.31、このように違うんですね。ほかのところも見てみますと、例えば、敷島ではPCB等が、検出されてはならないところから検出されているんですね。それから、全シアン。これを見ると島上条の地元の甲斐市でやった検査においては、検出されないことと言われながら、0.01という数字がいずれにしても出ているということなんですね。ですから、どっちが正しいのか。県のほうが正しいのか、地元の甲斐市でやる検査のほうが正しいのか、どっちなんですか。我々とすれば、どちらが合っているんですか、これで安全基準は満たしているんですかと言いたくもなるんですね。

そして、⑤に書いてあります、甲斐市でやった島上条の、例えば、砒素。一番下から2番目のところに砒素がありますね。これが、1以下になっているんですけれども、平成21年度は1.1、これは基準内ということですか。この辺はいかがでしょうか、この違いというもの。

小林森林環境部長

委員お示しの資料でございますが、例えば、それぞれ旧敷島の部分につきましては、2カ所で調査をしております。先ほど申し上げましたように、広域行政事務組合でやっている調査と、甲斐市が旧敷島の分ということでやっている部分ということがございまして、調査地点が河川の放流水である部分と処分された部分の集水ますの部分でやっているということで、違うと。

それから、先ほど、1枚目のページにございますように、今、委員が示された資料で、ダイオキシンで見ますと、一番下が10という形になっておりますけど、5枚目の資料でございますが、こういう基準で置いております。こちらについては、環境基準でいきますと1ということですから、経年で見ますと、環境基準という1を超えている分があるんですが、これで見ますと、15年度以降は0.088から21年度は0.31となっており、環境基準の1も下回っているという状況になっております。

それから、もう一点の組合がやった調査ということになりますと、これは、恐らく、2枚目の資料になろうかと思うんですが、ダイオキシン類、基準値が1になっております。それで見ますと、21年度については0.092ということで1を下回っているということでございまして、10と1という基準のとり方は、環境基準で見るのかどれをとるかということで違いますけれども、ここ数年間で見ても、例えば、ダイオキシンにつきましては1未満ということになりますので、厳しい環境基準というものはクリアしていると読み取っております。

それから、同一のところで、採水地が違うということが1つありまして、また、調査日もそれぞれ、組合がやるものと市でやっているところがございまして。これで見ますと、21年度を見ますと、組合が行ったのが8月12日採水、それから、5枚目の資料で見ますと、21年4月27日ということになってございまして、その辺はそれぞれ調査の対象が違うからなんですけど、これで見ますとダイオキシン等厳しい基準で見ても、ここ数年間はクリアしていると理解しております。

いずれにしましても、この調査につきましては広域事務組合等で行って、関係者で内容等について、埋立灰対策委員会というものの中で定期的に監視を続けているという状況になっております。

大沢委員

ここで、余りこうして数値のことを言ってもなんですが。私は、化学については知識がございません、ですから、これらが書いてあるいろいろなものについてのことはよくわかりませんが、先ほど言いましたように、検出されてはならない物質にもかかわらず検出されている。これでも人間の体には害はないという解釈のようでありますけれども。

一番上に水素イオン濃度というのがあるんですが、これが年々上がってきているんですね。この辺はどうなのでしょう。これが、先ほど言いました峡北広域事務組合の数値と、地元の甲斐市でやった数値が違ってきているんですが。

小林森林環境部長

この水素イオンなど、個別のものについては詳しくは承知しておりませんが、調査時点とか調査方法等によっても、その数字のばらつき等が出ることは当然あると思います。

こういう調査においては、当然、危険を回避していくためには、経年変化等をきちっと把握していくということが非常に大事だと思います。大きな影響等が出ると想定されるものについては、県としても適切な助言等を当然していくという形になろうかと思えます。

大沢委員

いろんな説明をしていただいているんですけども、いずれにいたしましても、その場所のすぐそばにある農業用水路に浸出水が入ってきている。そして、その場所は田んぼですから、冬になるとそこからわき水が出ている。わき水がどこから来るのかわかりませんが、もし、野積みにされた焼却灰を捨てたところから、わき水として田んぼの中に入っているとすればどうなるのか県の方に聞いたら、稲に吸収されたものは、浄化されるとのことでした。だから、浄化されて無害の野菜や米がつくれると思っていたら、そんなことはないそうですよね。それは、そのまま作物に残りますから、人間が食べればそのことはその体の中に蓄積されていくということになります。島上条の場所についても、双葉町の場所についても、敷島町の場合は下がすぐ田んぼで、人間が米をつくっている。その米を食べて人間が生きている。双葉町の菖蒲沢地域はその下に人家がある。その近くには水道水源があるんですね。ですから、前のときにも私はそれを言いましたけれども、ぜひとも、これを何とか安全にしなければいけないと思います。しかし、今どうするということができないならば、検査を厳重にやっていくということが必要だろうと思っていたにもかかわらず、こうして違いが出てきている。峡北でやったものと地元の甲斐市でやったものは違いがある。同じ場所から採っていて、どうして検査結果が違うんだということなので、今後、どうしていくか。でき得れば検査を年に2回ぐらいやるとか、何とかしていただければ幸いですと思うんですが、今後の対応をどうしていくのか伺いたいと思います。

横内知事

委員の御指摘はよくわかるわけでございます。峡北広域行政事務組合に埋立灰対策委員会というものを設置して、この問題を議論しているわけですから、今、委員の御指摘のあった点も含みながら、今後も焼却灰の取り扱い、あるいは、水質検査のあり方、そういったことについて十分検討を行っていただきたいと思います。

御指摘のあったとおり水質検査というものをしっかり継続をして、周辺環境を監視していくということが大事でございますので、県としても委員会に参加をしておりますから、検査結果の状況を常時確認をすると同時に、引き続き、支援、あるいは、助言というものをしっかり行っていきたいと思っております。

なお、万が一、生活環境への影響が生ずるおそれがあるという検査結果が出たという場合には、直ちに原因究明をし必要な対策をしっかりととっていかねばなりません。組合がまずそういうことをやっていただかなければいけないわけではありますけれども、組合に対する助言も含めまして、適切な対応をとっていききたいと思っております。

（映像産業招致事業について）

大沢委員

次に、映像産業招致事業についてでありますけれども。最近、山梨県のあちこちで、映画のロケだとかそういうことが行われております。ロケをすると観光客が大勢来るとということで、山梨の観光にも大変貢献をするだろうと思うんですけれども、この映像産業の招致の状況と成果について、まず、伺いたいと思います。

中橋観光部長

山梨の魅力の発信、あるいは、ロケ隊でおいでになる方そのものの経済効果などを願ひまして、平成16年に富士の国やまなしフィルム・コミッションを設立いたしました。これまで約700件のロケ隊の受け入れをしております。また、市町村などの協力も得まして、現在、約850カ所のロケの候補地データを備えまして、専用ホームページやDVDによりまして、制作会社やテレビ局などに情報を提供しているところでございます。また、要請があったときに即対応できますように、エキストラについても、約1,800名の県民の皆様登録をさせていただいております。

それから、実績ということでございますけれども、数値の把握はフィルム・コミッションを設置いたしました平成16年からとなりますけれども、この6年間で、ロケ隊として延べ5万3,000人が本県を訪れております。宿泊とか食事など、そうした経済効果は約6億5,000万円ぐらいあったのではないかと推計をいたしております。

大沢委員

私はこの間、ある人からこんな話を聞きましたのでそれで質問をする気になったんですが。実は、増富温泉郷というところがありますが、そこでロケを行ったところ、関係者の方々はその日のうちに帰ってしまうそうですね。地元の人たちは何でここで泊まってくれないのか、温泉郷もあるし民宿もあるからぜひ泊まっていてください。宿泊すると飲食等を伴うので、ぜひ泊まっていてくださいと言ったら、泊まることできないそうです。それは、光ファイバーがあれば、撮影したものをそこから東京に送ることができるんですよ。ところが光ファイバーが途中でとまっていて、そこまで来ていないんですね。だから、どうしても光ファイバーが通っている東京まで持っていか、あるいは、甲府まで行かなければならない。そして、またあした、あるいは、1週間後にまた撮影、また持って帰る。だから、そこに泊まってくれない。これでは、山梨県が進める宿泊型観光にはならない。地域の人たちも何とか光ファイバーを設置してくれと言ったけれども、設置できないとのこと。この間私がびっくりしたのは、増富地域に住んでいる方々の二十何%は新聞を読まないというんですね。お年寄りだから新聞が読めないからせめてテレビだけでもと思ったら、今度はテレビが地デジになってしまう

から見るができなくなってしまうので、何を楽しみに生きようかという深刻な問題があるんです。ですから、そういった方々にも効果があるようなことをしていかなければならないということなので、その辺について、光ファイバーができないならば、何かいい方法がないだろうかと思うんですがいかがでしょうか。

中澤企画部長

お尋ねがありました増富地域におきましては、現在、携帯電話による高速データ通信でブロードバンドが整備をされているという状況でありまして、県内には光ファイバーが利用できるところ、それから、携帯電話による高速データ通信でブロードバンドを利用できるところ、通信手段にはいろいろなところがございますけれども、一応、県内では、未整備地域というのは22年度中には解消される見込みでございます。

なお、増富地区におきましては、超高速で安定した通信が可能な光ファイバーの整備までは、コスト面等から難しいと考えられますけれども、こうした地域におきましても昨年4月から通信衛星を利用したブロードバンドサービスというものが活用できることになりましたので、必要に応じて助言や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

（住宅用太陽光発電設備の設置促進について）

大沢委員

時間がありませんから次に移ります。

私は、やっと、古いうちの建てかえをしようと思って、息子と相談して、太陽光発電のパネルを何とか設置しようと考えております。いろいろ検討した結果、非常に難しいということがわかりました。この辺について同じような悩みを持っている人が非常に多いんです。それで伺います。

まず、新築家屋には、なぜ、助成が適用されないのか、その理由を伺います。

小林森林環境部長

本県の個人住宅への制度は、本年度から始めたということでございまして、本年度補助金として380件分、3,800万円を予算計上しておりますが、372件申請がありました。国の余剰電力の買い取り制度等の影響も当然あるかと思っておりますけれども、申請件数がここへ来てずっとふえてきたという状況になっております。新築に合わせて設置する場合については、国の制度で住宅ローン減税の対象になるわけですが、既存住宅の場合につきましても、太陽光発電設備の設置だけでは減税の対象にならないとか、新たに既設のものへ設置する場合については、足場の設置が必要とか、そのための経費が結構かかっているということがございまして、本県の助成制度としましては、既存住宅ということで今年度から制度を創設したということでございます。

明年度につきましても申請件数が多いということも含めまして、本年度の25%増しということで、468件、4,680万円をお願いしているという形になってございます。既設住宅ということにつきましても、先ほど御説明したとおりでございます。

大沢委員

それでは、最後に伺います。

まず、昨年、申し込んだらもう満杯でありますからと断られた方がいたようです。ぜひ、普及に努力をしていただきたいということと同時に、設備の耐用年数は大体20年ぐらいだということなんですよ。そうすると、多くの人が投資効果について悩むと思うんです。しかし、それにもかかわらず、

今度は太陽光発電装置をつけていようがいまいが、全国民が、全世帯が金を払っていかなければならないという制度になってきているということ。

それから、もう一点は、20年の耐用年数が過ぎて、再度新たな施設を設置するとき、このような助成制度があるかどうかということ、みんな懸念しているんですね。今はいいけれども、そのときのことを考えて、どうだろうかということで、皆さんが非常に今は悩んでいるということなので、その辺について御回答をいただきたい。

小林森林環境部長 太陽光発電パネル等の耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令では17年とされておりまして、メーカー等では太陽光発電パネルの寿命は20年以上としたところもございます。

なお、太陽光発電パネルで発電される直流の電気をかえるための機器については、経年変化の状況は10年程度ということで、部品交換は必要な場合もあるということではございます。

採算性ということでございますけれども、個々の住宅の設置条件によることではございますけれども、現在の買い取り制度を前提に一定の条件で試算をしますと、10年程度で初期投資費用が回収できるという試算もございます。そんなことで、買い取り制度等も出たり、今後そういった動向がどうなるかということが課題になるかと思えます。委員御指摘のとおり、今後、また新たにやるときはどうかということなんですが、国においては、全量買い取りといった検討とか、クリーンエネルギー確保ということで太陽光発電につきましても、さまざまな制度検討をされていくと思えます。そんなことを踏まえて、本県におきましてはこういった制度になっておりますけれども、国の動向等を見きわめたり、今後は、大きくまたいろいろな取り組みが必要になるのではないかと考えております。

（廃棄物最終処分場の整備について）

中村委員 時間がほとんどありませんので、端的に質問をさせていただきたいと思えます。

今、県政の課題であります明野の最終処分場の関係につきまして、お伺いをさせていただきたいと思えます。

1つは、今、私ども、困っておりますのは、県内から出ます特に灰の関係、一般廃棄物の焼却灰。実は、山梨県でこれが年間3万トン排出されるというお話でございますけれども、この3万トンの焼却灰のほとんどが県外に持ち出されているという状況にあるわけございまして、御案内のように、甲府市もこの3月、奈良県に排出しなきゃならんという状況にあるようでございます。したがって、我々としても次期処分場であります境川の最終処分場につきましては、焼却灰の受け入れができるという状況にありますので、ぜひ、この関係につきましては、県でもできるだけ早くこれらに対する対応を協議した形の中で、焼却灰を境川に持ち込むような1つの方向をここで示していく必要があるのではないかとと思えますので、その点につきまして、まず、お伺いをさせていただきたいと思えます。

小林森林環境部長 委員御指摘のとおり、明野の処分場につきましては焼却灰が入らないということでございまして、こうした制約がある中で我々としては処分場の行政を遂行しているということでございます。次期処分場につきましては、地元との協議等を踏まえる中で、焼却灰等についても受け入れ可能だという認識を持っておりますので、その辺については十分要望を聞いていく必要がある

と考えております。

以上でございます。

中村委員

それで、今の答弁ですと、もちろんはっきりしたことが、我々としてもそういう形でいくんだろというようにことしか推測できないわけでした。県民が、今、焼却灰の関係に対して、県外に持ち出すということに対しては、膨大な金がかかるということと同時に、できるだけ自県内処理をしてほしいという気持ちが非常にあるわけですね。もちろん、環境アセスや何かの調査をしていることも十分承知しておりますし、また、それと同時に、県が4市とそれぞれ協働する形の中で、全体で28ヘクタール、そのうちの12ヘクタールを県で、そして、9ヘクタールは4市でやろうと、残された面積については公園として整備するというところでございます。それだけのものがはっきりしているわけですから、これは、ぜひ、寺尾地区の関係の方たちと協議をし、そして、なおかつ4市と十分協議した形の中で、大至急対応していくべきではないかなと思いますので、再度、このことにつきまして、大体、いつぐらいまでに見通しをつけていくんだというぐらいの気持ちは、県当局としても持っていたきたいと思います。したがって、知事、いかがでしょうか、これらの問題に対して、県の積極的な気持ちというようなものを、県民にしっかり示していく必要があると思いますが、この件につきまして御答弁、御所見をお伺いしたいと思います。

横内知事

委員の御指摘のとおり、焼却灰につきましては、従来、甲府市に一般廃棄物の焼却灰の埋立地がございまして、これも本年度末には埋め立てが終わってしまうということでございまして、明年度からは全くないと、焼却灰は全部他県へ持っていかなければいけないという状況になってまいりました。したがって、焼却灰等の受け入れが可能な次期処分場は、本県にとって必要な施設だと思っております。今後この整備を着実に、また、できるだけ早く進めていくという考え方でございます。

しかし、この産業廃棄物、最終処分量が減少しているというような状況がありますので、計画そのものを見直していくということは必要だと思っておりますけれども、当面は、4市のごみ処理場と一緒に一体的に環境アセスメントを実施しておりますので、これはそのまま実施をしていくことにいたしまして、アセスメントが終わった段階で、例えば、県の産廃の処分場については、一部、段階施工とか、そういう見直しは必要になると思っておりますけれども、いずれにしても、焼却灰の埋め立て等のために次期処分場は必要なものであると考えております。

ミズゴイというような希少種の鳥が見つかったというようなこともあって、環境影響評価に一定の、当初の予定よりもおくれが生ずるということもございまして、次期処分場の整備につきましては着実に、できるだけ早く進めていきたいと考えております。

中村委員

環境整備センターの埋立期間の関係、5.5年につきまして、協議自体が難しい状況にあるということ十分に承知しておりますけれども、今後、どのように対応していくのか。御答弁をいただきたいと思っております。

小林森林環境部長

5.5年。地元との協議についてということだと思いますけれども、これにつきましては、公害防止協定によりまして、地元との協議により設定したという経過がございまして、これは、非常に重く受けとめなきゃならないと

考えております。しかし一方では、県民の税金でつくった施設でございますので、赤字を極力縮減する努力をしていくということになろうかと思っております。このような中で、地元の理解を得るといことは容易なことではないといことは十分承知しているところではございますけれども、まず、当面、搬入量の増加と収支改善に向けて最大限の努力を払っていくと。そして、今後、数年間の埋立状況を見ながら、埋立期間の延長等について、地元の皆様とは誠意を持って協議をお願いしていくということになると考えております。

以上でございます。

（ 休 憩 ）

（予算の重点的な配分について）

土屋委員

知事さんを交えて22年度の当初予算の考え方について、県民の声を凝縮して二、三お尋ねをしたいと、こう思うわけです。

国会を見ておりますと、亀井金融大臣は、おとしのアメリカ発世界恐慌、リーマン・ブラザーズのあのような出来事から一日も早く抜け切るには、思い切った財政措置をとらないと日本が一番後になってしまうと、こうも発言をされているわけでありまして。そんな点を踏まえて、もう予算の概要につきましては、幾たびか本会議を初めいろいろな資料で議会にお示しをいただいているわけですが、私、いつも県民の声というのはこうした経済状況が極めて厳しい、また経済と合わせて雇用情勢はもっと厳しいと、このようなときの予算の編成というのは知事を初め、関係当局は御腐心をされたのではないかなと、こう思うわけです。知事さんも就任されてからもう3年を経過して、余すところ1年という、そういうところにも配慮しながら予算を組み立てたのではないかなと、こう思うわけですが、予算の組み立て方の中には、傾斜配分、重点配分というような取り組み方と、あるいは、ばらまきなどとは言いませんけれども、おおむね県民のニーズに等しく平らに配分しようというような組み立て方があるかと思っておりますけど、この概要説明によりますと、重点型ともとれるし、あるいは、ばらまきとは言いませんけど、いろいろなところへ目配り、気配りをされた予算配分ではないかなと。さらに言わせていただくと、財政は極めて、県税2税を初めとして、非常に厳しい環境での予算措置でありますので、その点、知事はどんなところへ気を配りながら予算の編成をされたか、知事の考えを聞きたいと思っております。

横内知事

委員の御指摘のとおり、現在の経済情勢のもとでは、県政における最大の課題は経済、雇用対策であると考えておきまして、明年度予算におきましても積極的な予算計上を図ったところであります。

再々御説明をしているわけでありまして、例えば、雇用対策につきましては、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業を最大限前倒しして執行することにいたしまして、本年度、2,100人の雇用が創出されたわけですが、明年度はそれを400人上回る2,500人規模の雇用創出を図ると同時に、離転職者に対する職業訓練等の支援は極めて重点的に充実をしてきているところでございます。

また、経済・景気対策についてでございますけれども、特に、厳しい経営環境にある中小企業に対して、資金繰りを支援することが大事であると。これは、兼ねてから申し上げてきて、特に力を注いできたところでございます。これは、リーマンショックが発生した20年9月の補正予算のころから、この資金繰り支援のための商工業振興資金の最大限の融資枠の確保というこ

とは、常にやってきたつもりでございまして、中小企業の皆さんも、県の政策融資というものをかなり活用していただいている。その結果として、昨年の倒産件数というのはその前に比べれば大幅に落ちてきておりまして、中小企業の皆さん方が県の融資等を使いながら、当面のこの苦しい状況を、歯を食いしばって乗り切っていただいているのではないかというように思っています。そういった資金繰り支援については一定の効果があったと思っていますところでもあります。明年度もこの商工業振興資金につきまして、本年度の9月補正後の予算と同額の250億円の融資枠を確保しているところでもあります。

また、公共事業につきましても、景気刺激効果がありますので配慮してまいりました。ただ、明年度当初予算におきましては、国が大幅に公共事業を削減したということがございまして、そういったしますと県もそれと同じ方向に行かざるを得ないわけございまして、明年度当初予算においては、対前年度当初比で15%減ということになっております。しかしながら、地域経済には配慮しなければならないということで、本年度の2月補正予算に43億円の県単公共事業を計上しております。2月補正予算の公共事業というのは、これはすべてと言っていいぐらい明年度に執行されるわけでありまして、事実上明年度の景気対策になるわけでありまして、したがって、この明年度の当初予算の公共事業と、本年2月補正予算の公共事業を合わせれば、県単公共事業では13%の増であり、公共事業全体でも、マイナスではありませんけれども9.7%の減にとどめているところでもあります。

今後も、こうした国の経済対策とか、それから県内の経済動向を注視しながら、年度の途中においても必要に応じて補正予算を追加計上したりしまして、切れ目のない景気対策、経済対策を実施してまいりたいと思っております。総花的だという御指摘もあるわけでありまして、そういう中で工夫したことの1つとしては、景気もそろそろ回復の兆しも出てまいりましたし、同時に、経済も大きく変わっているわけでありまして、こういう厳しい中にあっても今の景気を何とか頑張って乗り切りながら、県内の中小企業の皆さんには、5年、10年という先を見越して、自分たちの企業がどうなっていくのか、どう持っていくのかと、そういう先の見通しを立てていただいて、新しいことにぜひチャレンジをしていってほしいと。それを明年度は、県内中小企業の皆さんにぜひお願いをしたいと思っております。そういった前向きのチャレンジに対しては積極的に検討して、支援をすると同時に、そういう中小企業の皆さんの経営革新の指針とするために、産業振興ビジョンというようなものも作成したいと思っております。そんなことで、工夫したことの1つといえば、不況を乗り切ると同時に、不況を乗り切った後の前向きのチャレンジということにもぜひ挑戦をする。そんなことにも力を注いだということがございます。

以上でございます。

土屋委員

いろいろな資料があるんですが、昨日、放送でありましたが、3月1日に県下高校の卒業式が行われました。新卒の卒業生の就職が、まだ100人未就職だと発表がございまして、職業安定所の統計数字等を見ますと、有効求人倍率が21年度末で0.46倍だと。全国的にも0.45倍と、こう言われているので、本県ばかりではありませんけれども、雇用環境が極めて悪い。現下における状況は大変厳しいんですね。

もっと厳しい状況を申し上げますと、40代、50代で、会社が店を閉めなきゃならなくなったということで、半年はハローワークから失業保険をも

らっていたけど、もう翌日からはどこからも収入がない。県で何とか助けてくれないか、国で何とかしてくれないかな。そこで、市役所へ御相談に行かれたらどうだと、私は相談をされる立場からそんなふうに言いました。ところが、生活保護しかありませんと、こういうことなのですけど。先ほど、予算編成の考え方を知事から聞いて、県もいろんな取り組みをしているのだけれども、このような目を覆いたくなるような市民の声、県民の声を聞いたときに、行政が、あるいは政治がこういうところへ温かい手を差し伸べるのも行政ではないかなと、こう思います。これは今、雇用という問題です。

もう一点は、山梨県のような場合は本社機能ではなくて、県外大手の下請、あるいは孫請という企業がたくさんあるわけですし、なかなか、元請のほうは産業界が低迷していることから、下請への発注件数が激変をしていると。それで、21年度国の予算としては、こうした仕事がなくなった方には企業へ補てんをしてあげると。ハローワークへ行くと8割方賃金の補てんをするけど、2割は企業主が負担をしなきゃならないと、こういう問題が今も続いているんですね。知事さんの今の説明ですと、融資をしてあげるからかなり実効が上がっていると、こう言うのですが、このような雇用の問題、あすの生活が困るという雇用の問題。

もう一つ。下請、あるいは孫請の零細企業者は仕事がなく困る。週に3日しか仕事がない。このような方々への対応は、国にも責任が十分あると思うんですけども、現下の県としてどのような取り組みをしたらいいか、こうした相談に私どもはあずかっているわけでありまして、このようなときしか訴えることができないので、知事さんの御所見を承りたいと、こう思うわけです。

横内知事

委員の御指摘の点は、私どもにもよく、そのような苦しい状況というのは寄せられているところであります。

雇用につきましては、有効求人倍率には少し回復傾向があるというものの、依然として厳しい状況でありまして、これに対して県がやっておりますことは、先ほど申し上げましたような緊急雇用、ふるさと雇用というものによって、新しい雇用を創出するというのと同時に、失業した方々に新しい職業訓練、これは民間の職業訓練会社の機関に委託をして職業訓練をやると。職業訓練をやっている間じゅう、一定の、ある程度生活費的なものを補てんしながらやっていくというようなことをやりまして、今ここに具体的な数字がないのではありますけど、そういった職業訓練につきましても相当大幅に定員枠をふやして実施をしているということでございます。同時に、国の労働局などと一緒になり、雇用戦略会議というようなものをつくりまして、国と協調をしながら雇用対策を講じているところであります。

また、確かに、下請企業に仕事がないというのはおっしゃるとおりで、私どものところにも、金融支援面においては、資金繰りの融資はいいのだけれども、仕事をつくってくれということを我々はよく言われるわけでございます。それは全くそのとおりでございます、なかなか、具体的に仕事をつくるということになると県として難しい面もあるんですが。例えば、先ほど申し上げましたような、今度の2月補正予算で40億円の公共事業の追加をしたというのも、これも県単の公共事業ですから、これは建設業ですけれども、下請の建設業の皆さんの、小さい業者さん向けの対策として40億円の県単公共事業の追加も行ったりしているということでありまして、県としてできることは最大限のことをやっているつもりでございます。

（競技力向上費について）

土屋委員

限られた時間ですから同じ質問を何回もしようとは思いませんが、こうした現下の厳しい環境で、県下で日々を送っている皆さん方の、底辺の立場もぜひ気配りをしていただきながら、横内知事は、私は就任早々から聞く耳を持つ、ちょっと類を見ない知事さんだと、このように私は何回も横内知事に申し上げてきた経過があるので、この生の声をぜひ行政に反映していただくように強く要望をしておきたいと思います。

次に、厳しいことばかり申し上げたので。知事さんも、財団法人山梨県体育協会の会長さんというお立場、私も、それを支える立場にありまして、つい先刻、冬季オリンピックが開催をされました。開催される前は報道陣が、うまくするとメダルを10個ぐらいとれるのかなと、この方も8番以内に入賞するのではないかなと、いろいろ報道されました。結果が出ました。何と、期待から大きく外れてしまいまして5個だったと。その期待というのは、日章旗が掲揚される日本国民の心であり、今の経済だとか雇用とかというような問題とはまた別で、毎日、新聞やテレビを見るのが非常に楽しみでありました。結果が出まして、お隣の韓国は日本の倍以上メダル数をとったと。韓国の合い言葉は、日本に追いつけ、日本を追い越せということで、かけた費用が240億円。日本は、何と40億円という発表を聞いたときに、1億2,000万の国民の心を楽しませていただくためには、ある程度投資もしなければいけないのかなというような気持ちでございました。

もう一点、ことしは1月2日、3日の箱根駅伝。テレビに見入って目を離せないような激戦ぶりで、学院が久しぶりに3位以内に入賞しました。また、11日には、全国高校のサッカー大会がございまして、見る見るうちに全国優勝という、その2つの出来事を見たときに、やっぱり、やればできるのだなと。小さな県でも、ちゃんと取り組みようによっては県民を喜ばせてくれるのだなと。

知事さんはトップセールス、知事さんがみずから先頭に立ってロンドンへも行かれた、台北にも行かれた、北京にも行かれた。知事さんもスポーツマンであります。かけるところへきちんと金をかけて、優秀な選手の強化を図れば、よい結果が出るのだなと私はそのように思っているわけであります。今年度の予算をちょっと目を通させていただきますたら、選手強化費は10年間右肩下がりです。下がるばかりだと。教育長のほうを見て、私は質問しているのですけど。もう少し、ここら辺は、先ほどのオリンピックの話、あるいはことしの冬期国体、あるいは学院のサッカー、駅伝等々を触れさせてもらいましたけれども、何とかならないものかなと、こう思っているのですけれども。平成11年度は2億6,900万あった予算が、何と、半分以下も半分以下、1億2,000万だと、こういうことで、知事さんも会長としての面目はいかがだったでしょうか。

また、今度は秋の国体は間もなく来るんですが、夏秋季とって、夏がなくなって秋と一緒にやるものですから、これで、去年までの成績が、あるいは成果が上がるのかなと。先ほど触れさせていただいたように、来年は、知事さんも2,000名を迎える大きなまとめごとがあるわけでありまして、やっぱり、おれが会長になると、山梨県は47都道府県の中でも今までどおり20番以内に入るよというような目標に向かって、取り組むには声をかけづらい金額ではないかなと、こう思うのですが、いかがでしょうか。

横内知事

委員の御指摘のとおり、確かに、ここ7、8年の間、競技力向上費が相当な減額を示しているということでございます。しかし、確かに、スポーツで

ヴァンフォーレにしましても、あるいは学院大付属高校のサッカーにしましても、県内選手が活躍をするということは非常に社会を明るくするというものでありまして、このように非常に厳しい苦しい時代であるからこそ、スポーツというものの意義は、非常に大きいのではないかと思う点は委員と全く同じ考え方でございます。

そのような中で、財政事情が厳しいがために競技力向上費が削減をされてきたわけでありまして、しかし、明るく活力に満ちたスポーツの振興ということは大事な課題でありますので、教育委員会の意向も踏まえまして、今後、必要な予算措置については最大限努力をしながら、本県の競技力の向上を図っていきたいと考えております。

（山梨県オリジナル品種ブランド化推進事業費補助金について）

土屋委員

期待しておりますので、6月議会もありますし、9月議会もありますので、ぜひ、総務部長や財政課長も、今、知事さんのお答えを聞いて、取り組んでいただくように要望しておきたいと思っております。

時間が迫ってきたので、次に、本県は果樹生産日本一であります。後ほど違う方も質問をされようかと思いますが、私は、山梨県独自の果樹の製品を、ぜひ山梨県の力でつくり上げてほしいなど、こう思っているんですね。石川県では、よその県に苗は一本も譲らないという、部長は知っていると思っておりますけど、何とかルビーという有名なブドウがありまして、4キロ5,000円も1万円もすると。山梨県のブドウはどの種類にしても、なかなか、4キロ当たり5,000円以上の、販売するのにそのような価格は大田市場でもつかないわけでありまして、ぜひともそのような日本一と言われるブドウ、あるいはスモモについては、何か、農政部でも新品種の研究に取り組んでいるということで、予算に盛っているわけでありまして、ブドウについても、ぜひオリジナルな品種をつくっていただいて、やっぱり山梨県でなきゃだめなんだと、よその県ではつukれないというような取り組みをしてもらいたいと思っております。これも、国に向かって言うことですが、国の減反政策が災いして、日本のどこでもブドウがつかれるようになったんですね。北海道のような、あんな寒いところでもブドウがつかれるようになったということですから、山梨県は日本一のブドウ生産国であるということは間違いのないので、ブドウが高く売れる、良質な、しかも、手がかからなくて高収益を上げられるようなものを何とか発明してもらいたいなど、こんなお願いをしたいと思うのですが、当局のお考えはいかがでしょうか。

笹本農政部長

果樹のオリジナル品種の開発という関係かというように思っております。

従来から果樹試験場におきまして、オリジナル性の高い優良品種の開発を進めております。これにつきましては、桃でありますと、夢しずく、また、スモモのサマービュートとサマーエンジェルというあたりにつきましては、既に、18年度から一部出荷を始めておりまして、高い評価を受けておりますので、従来品種より四、五割ぐらい高い水準で売れていくという状況もございまして。

また、もう一点は、現在、ブドウということで言いますと、赤系で皮ごと食べられるというブドウで、サニードルチェの開発を進めております。これにつきましては、今苗木の供給を行っておりますけれども、25年度あたりには、市場投入ができるだろうと思っております。

また、さらに、新しい開発状況から言いますと、ブドウにつきましては、お盆前に主力の巨峰だとかピオーネあたりがあるのですけれども、今新しい

品種を、名前はまだついていない状態ですが、この辺につきましても有力な品種がございますので、果樹試験場で引き続き開発を進めていきたいと思っております。

（やまなしオリジナル花き振興事業費について）

土屋委員

私は15分間の持ち時間で、あと51秒しかありませんが。農政部長に再度お伺いしたいのは、今、花の需要が非常に全国的に旺盛であります、日本で生産される花というのは1割で、9割が輸入だと、そのように聞き及んでいるわけでありまして。本県においても勝沼の菱山でつくっておりましたアルストロメリア、あるいは御坂のバラ、あるいは八代の菊、それから白根町のコショウランと、代表する花があるんですけども、花の振興については指導も大変かもしれないし、なかなか、生産力が整わないということもありますし、今非常に好評を博しているのは、コショウランではないかなと、こう思うのですが。コショウランなんかも山上げしたり、また里へおろしたりということで、生産者は非常に苦勞されるということで、花卉の生産状況とそれから指導、また販路などもどのようになっているのか、わかる範囲で結構ですから、農政部長のほうからお答え願いたいなと、こう思います。

笹本農政部長

先生今御指摘のように、非常に、花についても厳しい状況でございますけれども。県内の生産状況で言いますと、460戸の農家の方が一生懸命やっただいておりまして、生産額としては55億円程度という状況でございます。特に、本県の場合は洋ランが主体でございます、55億円のうち洋ランが17億ということで、洋ランについては全国でも5番目の生産額ということで頑張っているという状況でございます。

それから、コショウランの話が出ましたけれども、基本的には贈答用で、相当大きいという問題がございます。それで、最近、少しミニサイズのコショウランが売れ始めているという状況であり、個人向けのギフトということで人気も高まっております。実は、総合農業技術センターのほうで、山梨1号、2号、3号という名前をつけてございますけれども、栽培期間が短いミニコショウラン3種というのを昨年度、品種の出願をいたしている状況がございます。これらにつきまして、出荷になるのは多分、24年ごろだと思っておりますけれども、来年度以降この辺のブランド化の推進という意味から、早期の出荷を目指しまして、来年度から、生産者がネーミングをすとか、パッケージの統一ですとか、プロモーション活動をしていきますので、この辺を中心に、まずミニコショウランのブランド化を図っていききたいと思っております。

それから、特に、販売力の強化ということも今後大事だと思っておりますので、来年度以降につきましては、国際フラワーEXPOがございまして、これには花の大口の需要者でありますとか、ホテル、ブライダルの関係者、実需者が大変集まる、国内最大級という展示会でございます。これに山梨県の業者の皆さんも出店できるように、県でも出店ブースを確保いたしまして、業者の方にコショウランなどを展示、PRをしていただくと。特に、直接商談を今の方々たちとしていただいて、新しい取引先を確保できるような努力をしていききたいと思っております。

土屋委員

4,618億円余の予算を一日も早く執行していただいて、冒頭申し上げた本県経済の活性化、それから雇用の創出につながるように心から期待を込めて、私の質問は終わりたいと思っております。

以上です。

（特別支援教育の充実について）

山下委員

自民党新政会の山下でございます。よろしくお願いいたします。それでは、早速、まず質問に入らせていただきます。

一昨年、予算委員会で、この委員会でも、かえで支援学校の施設整備のことを少し触れさせていただいたんですけど、そこのソフト部分の話を少しさせていただきたいと思います。障害のある子供たちが、小中学校の特別支援学級や特別支援学校で学び、一步一步成長していくことは大変大切なことだと思いますけど、こうした障害のある子供の教育は、一人一人の障害に対応した教育を工夫、創造するといった側面を持っているのではないかなというように私は思っております。特別支援教育推進事業というのは、具体的にどのようなことをやるのか、まず教えていただきたいと思います。

松土教育長

特別支援教育の推進事業についてでございますけれども、これを推進するために、明年度、平成22年度は、特別支援教育総合推進事業、また、障害児適正就学推進委員会開催事業、さらに、自作教材・教具開発推進事業等に取り組んでまいります。

この最初の特別支援教育総合推進事業でございますけれども、これは外部専門家や学生支援員の活用、各種教員研修等により、障害のある幼児・児童・生徒の支援を総合的に推進するものでございます。

次の障害児適正就学推進委員会開催事業でございますけれども、これは障害のある児童・生徒の適正な就学を図るため、市町村教育委員会からの依頼によりまして、当該児童・生徒の障害の程度を判断し、指導助言を行うものです。

3つ目の自作教材・教具開発推進事業でございますけれども、これは児童・生徒の発達段階に応じた指導内容の改善、また充実を図るために、教材、教具の研究開発を推進してまいります。

これらの事業によりまして、特別支援教育を推進してまいりたいと思います。

以上です。

山下委員

わかりました。それで、特別支援学校というのは、どういう教育をしているのかということをお答えいただきたい。

松土教育長

特別支援学校の教育の内容でございますけれども、学習指導要領がございまして、その指導要領にのっとって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うということでございますが、それとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善、克服し、最終的には、自立を図るために必要な知識、技能、態度や習慣を養うということが教育の目標でございます。また、教育目標や各教科の指導内容等を設定する際には、子供たちの障害の状態に合わせて、個に応じてきめ細かく設定するとともに、知的障害のある場合は、各教科、道徳、特別活動、また自立活動の全部、あるいは、場合によってはその一部を合わせて授業を行いまして、一人一人の障害に応じた柔軟な教育を実践しております。子供たちは、こういった指導を通しまして意欲的に学校生活を送っているところでございます。

以上です。

山下委員

授業とそして学校の内容を教えていただいたんですけど。本当に、大変一生懸命やっただいていてということは我々も承知しているし、去年あたりは知事の英断で、高等部の増設の施設もつくっていただいているということでございますけど。

ただ、問題は、教育長も御存じだと思うんですけど、私の地元の笛吹市からも何人か幼児のころから小学部、中学部と行っているんですけど、どうしても、バスで行っているものですから、市役所の前から出て行って帰ってくるんですけど、曜日ごとに帰ってくる時間帯が違うんですね。3時半に帰ってくる時もあるし、1時半に帰ってくる時もある。その辺は、どのぐらい知っているか教えてください。もし、おわかりになったら。

松土教育長

週によってでございますけれども、先ほど申し上げましたように、指導要領にのっとりまして時間割が組まれております。それによりまして、通常の学校のように平準化した時間割というのはなかなか組みにくく、また、活動の内容によっては、ちょっと時間帯を大きくしたりするという状況がございます。必ずしも、曜日によって下校時間がそろうという状況ではございません。基本的な1つの例を申し上げますと、小学部におきましては、朝はまず日常生活の指導、具体的には着がえとかそういうことを月曜日から金曜日まで行うところでございます。水曜日、木曜日にちょっと帰りが遅くなることにつきましては、そこでは、図画工作というような作業的内容が入りまして、座学の勉強よりは若干時間を要することがございまして、こうしたことは、先ほどの自立支援に結びつけるということで、必要欠くべからざる部分でございます。そんな理由によりまして、時間帯が違っております。

以上でございます。

山下委員

そういうことなんです。残念ながら、小学校、普通学校のように早く帰ってくる時や遅く帰ってくる時もありますけど、1時半に帰ってくる時もあるし、3時半に帰ってくることもある。この辺が、親御さんにとってみると本当は自分の手元に置いておきたいという部分もあるけど、その一方で、先ほど言われたように大変一生懸命やっただいていてるんだから、そういうところで一生懸命勉強させてあげるといことも必要になってくる。また、今こういう不況下のときですから、共稼ぎで一生懸命やらなきゃいけないところもある。1時間でも長く預かっていただけるとありがたいなということは、皆さんから、よく伺っているかと思われまして。知事、クイックアンサーなんかでも投書が行われているんですよ、実際の話。数はそれほど多くはありませんけど、そういうこともございますので。かといって、学童保育みたいな格好で持っていくかということ、これもまた、なかなか、いろいろと難しいところがあるようでございます。福祉的な観点、今ですと民間のところ、その時間帯だけを学童保育的に預けるとか、いろいろな福祉のほうで介護保険や何かもある。そこで、そういう部分の中では、こういうシステムもあるんだよなんていう、何かお考えというか、わかる範囲で結構でございますけど、何かあるようでしたら。

小沼福祉保健部長

福祉施策としての放課後の障害児の支援ということにつきましては、私もで行っている放課後児童クラブがございまして、あと、障害福祉サービスでは、児童のデイサービス、それから日中一時支援という事業がございまして、これらは、いずれも市町村が実施主体でございまして、放課後児童クラブの場合は、障害児を受け入れた場合、県から助成をしております。それから、

障害福祉サービスの児童のデイサービスでは、今、県内で15カ所開設をされております。それから、日中一時支援につきましては、市町村が事業所に委託するのですが、笛吹を含めて23の市町村で委託を実施しております。

（緊急離職者訓練の状況について）

山下委員

いろいろな制度があるようでございます。とにかく、大いに市町村とよく連携をとっていただいて、進めていただければと思います。

次に、緊急離職者の訓練の状況についてお話をさせていただきたいと思えます。

政府の月例報告では、景気は持ち直してきているが、自立性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況だということでございます。その中で、この厳しい雇用情勢下において、今年度、緊急離職者訓練のコースが拡大されたというように伺っているんですけど。この訓練を希望する求人者の応募状況、そんな話はわかりますでしょうか。

興水商工労働部長

今お話がございましたように、大変厳しい雇用情勢の中でございまして、技術、技能の向上を通しまして雇用の確保を図るということで、本年度は、離職者を対象とした緊急的な訓練を、前年度の4コース、定員48人から、24コース、定員480人に拡大して実施をしているところでございますけれども。就職につながる技術や技能を身につけようとする多くの方々からの応募がございまして、全体では、定員480人に対しまして、約2.1倍の1,010人の応募がございました。24コース中23コースで定員を上回り、最大は、ホームヘルパー2級の資格取得によりまして介護施設等への就職が期待できる、訪問介護員養成の6コースで、平均3.2倍という状況でございます。

山下委員

わかりました。それで、訓練の修了者、今度たくさん卒がふえたということなんですけど、修了して就職率、ことはかなりふえましたけど、去年からやっているわけですから、今、就職率というのはどういう状況なんですか。

興水商工労働部長

本年度、既に訓練を修了した皆さんの1月末現在の就職率でございますけれども、平均をいたしまして71.5%という状況でございます。国のほうで、この訓練の修了者、就職率の目標を設定しているのは75%ということでございますけれども、私どものほうの都留高等技術専門校で委託実施しております経理事務科の89.5%、それから、就業支援センターの訪問介護員養成コース80%など3コースが上回っている状況でございます。その一方で、都留高等技術専門校のITネットワーク科が65%、それから、峡南高等技術専門校のビジネスIT科が68.4%というようなことで、事務系の訓練コース等5コースで75%を下回るような状況でございます。訓練の修了者の雇用確保をするために、訓練終了後3カ月間は、巡回就職支援指導員を中心といたしまして、就職あっせんなどの取り組みを積極的に行うとともに、1年間、就職状況の把握などのフォローアップを実施しているところでございます。

山下委員

聞いている人は多分、わからないかもしれないですのお聞きしますけど、要するに、やる場所はどこなんですか。都留の高等技術専門校、それ以外にどこでやるんですか。

興水商工労働部長 緊急離転職者訓練につきましては、それぞれ委託元は、都留、それから峡南の高等技術専門校、それから就業支援センターでございますけれども。実際にこの訓練をやっていただいておりますのは、それぞれの専門的な研修機関でありますとか、そういうところへ委託をして実施をしております。

山下委員 それで、もう一つ。だから、専門的というのはどこになるんですか、わからない。

興水商工労働部長 例えば、訪問介護員の養成でございますと、訪問介護員の養成をいたします専門学校がございますので、そういったところに委託をいたしております。

山下委員 それで、国のほうが今年度はかなり拡大して、今まで7万1,000人だったところを11万2,000人まで拡大しようという話ですね。当然、同じように山梨県も拡大していくということなんですけど。多分、今年度やるわけですから、どのような計画でやろうとしているのかちょっと教えていただきたい。数がふえているわけですからね。

興水商工労働部長 来年度の訓練計画の内容でございますけれども、39コース、定員770名ということで、大幅に拡大をいたしまして実施をする予定でございます。この中で、若者の雇用の受け皿として期待されます情報関連分野におきましては、3カ月の座学に1カ月の企業研修を組み合わせるといって、より実践的なITパソコン系の訓練を新たに設けまして、10コース、定員200人をふやして実施する予定でございます。

また、介護施設等への就職が期待できます介護福祉系の訓練におきましては、現行から3コース、定員60名増員して実施をしております。実施に当たりましては、それぞれ、都留、峡南、それから就業支援センターで定員増を図ったところがございますけれども、類似のコース等の実施期間が重複をしないようにずらしていくといったような工夫をしながら、訓練が受けやすいような形で実施をしております。

山下委員 今お話があるように、都留、峡南の高等技術専門校、そして就業支援センターで、そしてまた機械とかパソコンとか造園だとか、大変コースは多岐にわたって、そしてまた、細かくやっというところでございますね。知事、正直申しまして、御存じのとおり職のない方が非常にふえているということで。その方々に少しでも次のステップになるために、キャリアアップというわけではないですけど、そういう形で国が支援して、それを県がやっというところでございます。肝心なのは就職率ですね。結局、職につけなければ、全く何をやっても意味がないということになってしまうわけでございます。この辺について、県がいよいよ取り組んでいくそんな姿勢を、何かあるようでしたら教えていただきたい。

横内知事 おっしゃるように、緊急離転職者訓練の最大の目的は就職を支援することでございます。今、部長から説明しましたように、来年度は770人というような、前年度に対しましても大幅な枠の拡大を図っていくことにしております。要は、その人たちがどの程度就職をしてくれるかと、その辺の支援をしていくことが非常に大事だと思っております。

具体的には、1つは、巡回就職支援指導員を都留、峡南の高等技術専門校

と、就業支援センターにそれぞれ1名ずつ、合計3名配置としておりましたけれども、これを明年度は倍増いたしまして、合計6名とし、この訓練を修了した人たちの就職先確保のためのあっせんや就業相談という取り組みへの強化をしていきたいと考えております。

あわせて、先生も御案内のように、緊急離職者訓練は民間に委託をしてやるわけですが、その際に、民間に対しては就職の支援も委託をしておりまして、就職率が高い民間機関に対しては就職支援経費を加算しているやり方をしております。そういうような仕組みで、できるだけ就職率を高めてもらうように、そういうインセンティブを与えているわけでありませうけれども、県といたしましても委託先に対して、できるだけ就職のほうも頑張れと、そういうことを強く要請して、訓練修了者ができるだけ就職できるように、努力をしていきたいと思っております。

（新県立図書館の整備について）

山下委員

わかりました。ぜひとも、大きなお力で、またそういった本当に厳しい方々を救っていただければと思います。

それでは、次に、私自身が一番のメインでございますので、少し、元気よくやらせていただきたいと思っております。

新県立図書館がいよいよ整備されるということでございます。今までずっと、こういう基本設計、いろいろなことをやってきて、いよいよ来年度から予算を盛って建物の工事に入るとのことでございます。まず、この建物の設計に対する基本的なコンセプト、基本から、済みませんけどお願いします。

松土教育長

新県立図書館でございますけれども、建物の基本的な考え方につきましては、まず、県民の多様化、また高度化する知的ニーズと申しましょうか、これにこたえる。また、県民の学習や文化活動を支援する知識、文化の拠点としてまた、県民がみずからの県、山梨について学び、また、交流することで新たに生み出される文化や情報を発信する、そういった拠点として多くの県民に親しまれ、県民とともにその後も成長、発展する、そういった図書館を目指しております。建物設計につきましては、今のようなコンセプト、その役割や機能を十分に発揮するとともに、だれでも気軽に立ち寄り利用できる、明るく親しみやすい、そういった図書館を基本にしております。

以上でございます。

山下委員

それが、今、基本的な、大体どこの県でもやりそうな話なんですね。では、この新しくつくる県立図書館、何か新しい取り組みというか、建物に対して何かあるんですか。

松土教育長

先ほど説明申し上げました、そういった建物の中で、新しい取り組みということでございますが、まず、次の世代を担う子供たちの読書活動の推進を図るというために、まず1階に、子ども読書支援センターを配置いたします。ここにおきましては、乳幼児から高校生までの年齢層に応じたサービスが提供できる、そういった施設構成といたしました。また、地域の活性化、これに寄与するために、甲府駅近くという立地条件を生かしまして、だれもが気軽に利用できる交流の場、そういったスペースを設けます。また、環境に配慮した模範的な施設としまして、都道府県立図書館の中では最大規模となる出力105キロワット程度の太陽光発電設備、これを導入するとともに、最近注目されております壁面の緑化を取り入れまして、省エネルギーにも役立つ

てまいります。さらに、周囲の景観に配慮した施設としまして、甲府駅北口のシビックコア地区の景観形成基準、これを満たす中で、美しい県土づくり、これを推進するために創設された景観アドバイザーというんですが、こういった皆様の意見を踏まえた、そういった設計を進めたところでございます。

以上です。

山下委員

わかりました。それで、予算の中には、今度は情報システム整備というのも入っているんですけど、情報システムを構築する、まず目的ですね。それを教えていただきたい。

松土教育長

情報システムでございますけれども、まず、利用者に対するサービスを充実して、山梨情報の発信を強化する、情報でございますので、この発信という部分を強化するというところでございます。それとともに、業務の効率化を進めるために、最新の情報通信技術を活用しまして、情報のユニバーサルデザインに配慮しながら、これから先の時代の変化にも柔軟に対応できる新たな情報システムをとということで構築しているところでございます。

本年度行っています情報システムの基本設計におきましては、今の例といたしまして、最新の情報通信技術を活用したサービスの拡充、また市町村支援の充実、また山梨情報発信の強化、またマルチメディア情報の蓄積、提供、以上の4つを特に重点項目といたしまして、これらを軸にシステム構築を進めているところでございます。

以上でございます。

山下委員

わかりました。今回、私が一番言いたいことは、これから始めさせていただくんですけど、当然、633人の県の職員を削減してまで行政改革を進めていこうという形の中で始まったわけでございますね。それで、この県立図書館というのは、一応、集密の書架でいきましょと、このようになっているわけでございます。

まず、我々、会派で奈良県の県立図書館情報館というところを見させていただきました。埼玉県の図書館も見させていただきました。大変狭いスペースの中を有効的に活用する点におきまして大変先進的にやっている。当然、先進的にやる部分ですからリスクもあるということでございますけど。まず県が、なぜ、自動化書庫ではなく集密書架に決定して採用したのか。この点、まず伺いたい。

松土教育長

集密書架と自動化書庫を比較するという状況でございますけれども。自動化書庫というのは大変収納効率が高いものでございまして、書庫から図書を出し入れするという出納作業でございますが、この人数を削減できます。書庫では図書の実物を手にとって見るができないというところが難点ではございます。

集密書架は、自動化書庫に比べまして出納作業に時間がかかるわけでございますが、実際、自分の目で自分の手で調査あるいは参照といった作業に移るときに、適切な図書を選んだりすることがより簡便にできるだろうと、そういった要望にこたえることが可能であるという点が1つございます。

また、維持費につきましては、自動化書庫のほうが高いわけでございますけれども、書庫躯体の建設費は、自動化書庫のほうが安いとされております。自動化書庫と集密書架のメリット、デメリットを上げてみまして、その経費、

あるいは各県の状況等も勘案して、本県の新しい図書館にはどうだろうかということで、総合的に判断いたしまして、集密書架を導入することに至ったということでございます。

以上です。

山下委員

皆さんの手元に資料を配らせていただいておりますし、1つ、このようなボードをつくってまいりましたので、こちらでお話をさせていただきたいと思っております。

今、お話の中だけではなかなかはっきり言えない、わからないところもございますから、資料を見ながらで結構でございます。

要するに、必要面積、プラス量ですね。これは、はっきりとおわかりのとおり、大体5分の1くらいですね。自動化書庫のほうがスペースはとらないと、当たり前の話ですね。容積率の部分も基本的に自動化のほうが当然とらないということですね。

1番のところで、概算の見積もり。正直申しまして、附帯だとか何かいろいろあるかと思っておりますから、その辺は一概に、この数字が必ずというようには思っていないんですけど、私は正直言って、当初は自動化のほうが建設費はかかるんじゃないかなというように思っていたら、いや、意外にそんなに変わらない。若干、集密のほうが高い。ただ、どうしても、年間のランニングコスト、管理費というのは機械を相手にするわけですから、当然かかってくるということなんですね。

ただ、ここからが問題なのですが、要するに、今、本を出し入れしていく、どこの図書館でも集密にすれば、当然本を借りに行きます、すると、本を出しに行く人間がまずいて、そして、それをとってきてカウンターに出すということですね。同じことが、今度は本が返ってきたら、その人間が本を持ってまたその書庫に入れて、また戻ってくるということですね。大変人間の労力がかかります。この部分をなくしましょうというのがこの自動化書庫ということなんですね。ですから、当然のごとく、人間の作業人員が0.5と書いてあり、これは行き過ぎかもしれませんが、いずれにしても、5対1ぐらいの可能性にはなるということなんですね。となってきましたと、この5対1で人件費のことから考えていけば、どう見てもそんなに変わらないじゃないか。人件費、仮に、大体300万か400万として、5対1では4人多いわけですが、仮に4人ではなく3人多いとした場合であっても、1,200万、こっちは100万と400万ですから。本当に、行政改革の部分だとかいろいろなことを考えていけば、問題点はあるにせよ、自動化書庫と集密書架をもう少し、これは基本設計が決まっていますから変更しろとかなんていうことはなかなかできないかと思っておりますけど、こういうところも当然検討したはずだと思いますけど、この辺1つお答えください。

松土教育長

ただいまお示しいただきましたのと、全く同様の資料というわけではございませんけれども、必要面積、あるいは容積比率、その他のことを総合的な検討の中には入れた状況でございます。ただいま御指摘いただきましたように、予算の中で人件費というものの占有率が非常に大きいものでございまして、その辺のことも中長期にもわたって計算したわけでございますが。つくるまでのインシヤルコストと、それから、その後のランニングコストというものを総合的に判断しまして、それで、先ほどのような、手にとって見ることができるといことが、一番最初に申し上げました、今度の新しい図書館のコンセプトというようなものとどのようにすり合わせるができるか

ということから、総合的に判断して集密の書架、これを導入しようという結論になったというように確認しております。

以上でございます。

山下委員 　　　　　では、現在、県立図書館の職員数は何人いるんですか。

松土教育長 　　　　　現在、使っております図書館でございますが、職員の総数は33人でございます。内訳を申し上げますと、正規職員が23人で、そのうちの17人が司書です。また、正規職員以外の10人は、これは非常勤の嘱託職員が9人、また臨時職員が1名という状況でございます。

山下委員 　　　　　正規の23のうち、17が司書ですね。残りの6は何をやっているんですか。

松土教育長 　　　　　済みません、落としました。事務職員でございます。

山下委員 　　　　　結局、今度は、今の県立図書館と同じ集密化ですから、同じようなことをやらせるわけですね。時間もなくなっていますから、言いたいことだけ言わせていただきますけど。

結局、同じ仕事をまたやるんですか。新しく50億円、本当は正直言って、知事、本当はもうちょっとかけていただきたいというのが本音だったんですけど。財政も厳しいですから。33人の職員の方々、新しい図書館へ行っても全く同じことをやるんですか。そうじゃないでしょう。心機一転新しくなるのでしょ。職員だって633人も切って行革をやろうと言っているんだから、それなのに同じ33人が新しい場所に行って、また同じ。司書ですからそんなに変わることはできない。だけど、自動化にしたときに人数が、仮に、司書をやっている人が本を出し入れしているんですよ、そうじゃないでしょう。今度は自動化になれば、そういう煩わしさがなくて、レファレンス的な、もっと専門的なことができるんですよ。そういうことも考えてやらなかったら、ただ単に物を移すだけじゃ、知恵がないんじゃないかと思えますけど、多分、何かお考えになっているでしょう。その辺を教えてください。

松土教育長 　　　　　人員、職員ということでただいま御指摘いただいておりますが、そのまま33人が場所が変わっただけで同じサービスを提供し続けてしまうのは、何ら新しくした意味もないし、また、コンセプトにうたったようなことが何も果たされようはずがございません。現在の図書館の職員は、既に、現有の職員でございますので、私が申し上げておりますことは、ともすると新しい図書館のほうに意識が集中しがちでございますけれども、いわば、リレーのバトンのように、最高の状況でバトンを渡せるようにということと、さらに、今御指摘いただきましたように、新しい図書館では、何かを変え、何を合理化し、何をよりいい状態にできるかということで検討に入っているところでございます。その中で、利用者数が増加するだろうと、機能も多様化するだろうと、床面積も増加するだろうと、可能ならば開館時間も延長したいという中で、人数そのものについてはまだ検討中でございますが、内容については一新して、そして、多くの県民の皆様へ納得、満足していただけるような施設となりますように大いに努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

山下委員

知事。一言だけいただければと思います。我々が会派で奈良県の図書館に見に行ったときにも、もう今の本を図書館に行って探すという、我々の子供のころとは大分違いまして、パソコンを使いながら自分の読みたい本を検索し、本を探していくという形。そこへ行って膨大な情報量をパソコンの情報の中から取り出し、そして、それを探して読んでいくと。そこで1時間、2時間の資料を勉強するということになります。時間がありません。新しい図書館像というのかなりでき上がっているという部分がありますが、今までの論議の中の感想で結構でございますから、一言いただければと思います。

横内知事

委員には、図書館について大分勉強していただいて、いろいろ貴重なアドバイスをいただきましてありがとうございました。

これから具体的な、図書館の管理の問題とか、そういうような問題も検討していかなければなりません。そういう中であって、民間のボランティアの皆さんにも大いに協力をしていただいたりするというのも当然必要でありますし、それから、交流スペース的な、駅の近くでありますから、できるだけにぎわいの要素もかなり入れておりますので、そこをどう使っていくかということも、また新しい課題としてあると思っております。

あわせて、おっしゃった、図書を持ってくるやり方というようなことも、どういう方法がいいか検討していかなきゃいかんわけではありますが、今後もアドバイスをいただきながら、日本に誇るような図書館になるように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

（ 休 憩 ）

（高等学校等就学支援金交付事業について）

進藤委員

それでは、質問させていただきます。

横内知事には、就任以来、少人数学級の小学校低学年への定着と、中学1年生、いわゆる中1ギャップへの導入が実現いたしました。今後もさらに充実を検討するとしておられます。教育現場、実情を見てきた私にとっては、この点については非常に評価するところでございます。私たちの会派でも、中学全学年への拡充を提言しているところですが、この方向、姿勢については、これからも、ぜひ、堅持していただきたいと考えておりますが、よろしく願いいたします。

一方、来年度からは、高校の授業料無償化の実施が決定されておりますが、そのことについてお伺いいたします。

国際人権規約における中等教育、いわゆる中学と高校の漸進的無償化条項を留保しているのは、現在、条約の締約国160カ国中、日本とマダガスカルの2カ国のみであり、高校実質無償化は、今や世界の常識となっています。そして、我が国では、9割を超える子供たちが高校へ進学しており、高校も義務教育的になってきておりましたが、ここ数年の経済環境の悪化により、家庭の都合で進学をあきらめたり、中途退学をしたり、授業料等の支払いが滞る例が激増しています。

このような背景があって、国が高校実質無償化を導入することとし、4月1日からの実施は目前であります。これは、政府の政権公約の実行として行われるものであり、国として、社会全体で高校教育を全面的にバックアップするという大きな前進、改革であり、着実に実施されることを強く望むもの

であります。

ここで、公立高校の場合は、授業料を生徒から徴収せず、国から負担金として県に授業料相当額が交付される仕組みとなりますが、私立高校の場合は高等学校等就学支援金交付事業として実施されます。家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくること、この制度の目的でありますので、公立、私立にかかわらず、公平に授業料無償化の恩恵を受けられるよう、県は努めなければならないと考えますが、この事業の具体的な実施方法について伺います。

古賀総務部長

具体的な実施方法についての御質問にお答えいたします。

国の高等学校等就学支援金制度によりまして、私立高等学校等の生徒に対して、公立高校の授業料に相当する年額11万8,800円、これを一律に支給する制度でございます。そして、低所得世帯の生徒に対しましては、所得に応じて、これは250万円程度、350万円程度ということでございますけれども、1.5倍の17万8,200円、または2倍の23万7,600円まで加算して支給される制度になっております。

具体的な支給手続といたしましては、4月に入りまして、直ちに各生徒から学校経由で県に申請を行っていただいて、県で資格認定をするということがございます。そして、この支援金につきましては、生徒さんに直接支給するというのではなく、学校設置者が代理で受領いたしまして、授業料からその分を減額することになってございます。県から、この学校への支給につきましては、4月下旬に第1回目、そして、その後7月、10月、翌年1月ということで、年4回に分けての支給を予定しております。

そして、低所得世帯の加算についてでございますけれども、これにつきましては、申請のときに、生活保護受給証明書あるいは課税証明書等によりまして、要件審査を行い決定することにいたしております。その際の、この課税の基準でございますけれども、1月から6月分につきましては前々年の所得、7月から12月分につきましては、前年の所得を基準として決定するというところで実施してまいりたいと考えております。

進藤委員

よくわかりました。この法案は、昨日、衆議院本会議で可決され、直ちに参議院に送付されたわけですが、この細かい取り扱いについても、例えば留年した生徒が該当になるのかどうかなど、決まっていない点もあります。そうした中、私立高校に通う生徒の保護者の方から、公立高校と同じように無償化されるのか、不安の声も多く聞きます。そのため、県は主体的、積極的に生徒や県民に対し、制度を周知していく必要があると考えます。また、実施までの期間が短く、詳細が決まっていない状況の中、準備が進んでいるのか心配です。

そこで、制度の周知と導入の準備の状況について伺います。

古賀総務部長

制度の周知と導入準備の状況という御質問でございます。

現在、法律が成立しておりませんので、政省令に基づく諸手続の様式がいまだ示されていない状況でございますけれども、本県におきましては、1月29日に県内の私立高校等への第1回説明会、そして、3月17日に第2回説明会を開催いたします。そういう中で、国に確認しながら、学校の現場で混乱が生じないように、私立高校等と連携を密にする中で、円滑な導入に向け、現在、準備を進めている状況でございます。

そして、生徒、保護者さんに対しましては、導入の初年度ということもあ

り、4月に入ると直ちに申請を行う必要がございますので、県としても、各学校における入学説明会なんかを初めといたしますあらゆる機会を通じまして、現在、積極的に周知を図っている状況でございます。

なお、国では、法律の成立後に、直ちにポスター、パンフレット等を各県に配付いたしまして、広く国民に制度の周知を図ることにいたしております。県としても、法律が成立いたしましたら、このポスターとかパンフレット等を積極的に活用いたしまして、生徒や保護者さんのもとより、広く県民により一層の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

進藤委員

私立高校は、公立に比べて経済的負担が大きいので、事業の施行を円滑に行って、家庭の負担軽減に努力していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

一方、公立高校分については、歳出予算として計上されないため、無償化の状況を把握することができません。

そこで、公立高校の授業料無償化の対象額はどのぐらいになるのでしょうか、お伺いいたします。

松土教育長

平成22年度に無償化の対象と見込まれる県立高等学校の授業料についてでございますが、全日制が11万8,800円、定時制が3万2,400円、通信制が6,200円でございますので、総額にして、23億4,200余円でございます。

進藤委員

ありがとうございました。

先ほどの説明によりますと、私立高校生に対して、公立高校の授業料年額に相当する金額だけではなく、低所得世帯の生徒に対しては、所得に応じて1.5倍の約18万円から2倍の約24万円が支給されることになっており、より手厚く措置されることと伺いました。しかし、私立高校の平均授業料が全国で約35万円、本県で約31万円であることを考えれば、本県としても、私学に対する授業料減免補助事業などを、これに上乘せして実施することが必要です。これまで、全国の各都道府県が私立高校向けの授業料減免事業として約290億円を実施してきたと聞いていますが、新制度の導入により、各都道府県の支援のかなりの部分については国の就学支援金で対応することができるようになります。

本県においても、私立高校生のさらなる負担軽減を図るため、これまで実施してきた私学に対する授業料減免事業の財源を活用し、上乘せして支援を行うべきであると考えますが、知事のお考えを伺います。

横内知事

今回、国の私学に対する就学支援金制度が創設されるわけでございますけれども、これに伴いまして、委員の御指摘がありましたように、本県の施策として従来からあります私立高等学校授業料減免補助制度というものを、明年度、見直すことにしたいと考えております。

具体的には、補助対象となる所得の要件を、現在270万円未満としておりますけれども、これを、今回できる国の就学支援金制度の所得基準に合わせまして、350万円未満程度に緩和するということを初めとして制度を拡充いたしまして、低所得世帯の負担をさらに軽減したいと考えております。これを行いますと、減免補助金の対象となる生徒数も、本年度は122人ですけれども、830人程度まで増加が見込まれ、より多くの生徒が新たに支援を受けることができるようになるわけでありまして。

そこで、国の就学支援金とこの県の改正された減免補助金とを合計いたしますと、低所得世帯の授業料の負担であります。年収250万円未満程度の世帯の場合には年額28万6,800円まで軽減されると。それから、年収350万円未満程度の世帯では年額20万2,800円まで軽減されるということでございます。本県の私立高校の授業料の平均は年額31万円でありますので、年収250万円未満程度の世帯の高校生の場合には、その多くが、多くがといいますと、大体92%程度であります。の高校生が授業料は実質無料になるということでございます。

（競技力の向上について）

進藤委員

わかりました。本当によかったと思っております。社会全体で高校生の学びを支え、家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込めるという意義を県並びに教育委員会も大きくアピールしていただき、生徒たちがそれぞれの選択で、自分に合った高校を受験、進学し、充実した高校生活を送ってほしいと期待いたします。また、いずれ支給が始まる子ども手当と、この無償化の制度で、財政面での子育て、教育支援をしながら、本県独自の政策を積み上げて、さらに子供たちへの教育環境の充実を進めてほしいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、競技力の向上についてお伺いいたします。

競技スポーツの世界において、人間の可能性を追求し、みずからの限界に挑む競技者のひたむきな姿やすぐれた成果は、多くの人々に夢や感動を与えるとともに、健全で活力のある社会を築く上で、多大な貢献をしております。中でも、国際大会や全国大会などでの本県選手の活躍は、私たち県民に明るい話題を提供し、スポーツや健康に対するあこがれや関心を高め、国際的視野を広めて、人々の暮らしに潤いと活力をもたらすものであらうと思います。バンクーバー冬季オリンピックで日本選手団の旗手を務め、5大会連続出場を果たした本県の岡崎朋美選手は、残念ながら入賞こそは逸したものの、38歳という年齢ながら世界のトップアスリートたちと競い合う姿には多くの人々が感動したことと思います。本県選手の活躍は県民の喜び、誇りであり、その意味で、競技スポーツの振興、競技力の向上は大きな意義があります。

そこで、本県の競技力向上の基本的な考え方について伺います。

松土教育長

競技力の向上につきましては、山梨県スポーツ振興実施計画において、競技団体選手の強化、中学、高校上位チームの合宿、強化練習、成年チームの指定強化などに重点を置いて推進しております。また、競技力の向上のためには指導者の養成、一貫指導体制の推進が重要でございます。

進藤委員

私の住む峡北地区では、その地域性からもスケート競技が大変盛んでありますが、近年、小中学生のスケート競技者が増加していると聞いております。その要因は、かつての選手が指導者として地元に戻り、小中学生の指導に当たっているとのこと。私も、ジュニア期から競技に親しむことは競技力の向上を図る上で大変重要なことであると考えます。本県では、6年前から、一貫指導体制推進事業、ジュニアアスリートチーム山梨強化事業を行ってきています。

そこで、今後、どのように優秀選手の発掘、育成、強化をしていくのか、あわせて、どのように指導体制を確立していくのか、その方策について伺います。

松土教育長

優秀選手の長期的な強化方策といたしまして、一貫指導体制を確立することが重要でございます。国体正式種目の競技団体のすべてにおきまして、明年度、平成22年度から、グローイング山梨ジュニアアスリート推進事業を実施することといたしました。この事業では、スポーツイベントやフェスティバルの開催、指導者養成強化研修会の開催、競技者育成強化実技講習会の開催などを行うこととしています。

進藤委員

昭和61年に本県で開催されました第41回国民体育大会かいじ国体では、県勢悲願であった男女総合優勝、天皇杯、皇后杯を獲得することができましたが、かいじ国体以降の昭和62年から平成21年までの平均順位は、天皇杯21.7位、皇后杯20位となっており、その成績は年々低下している状況です。そのような中、ことし1月に北海道で開催されました第65回国民体育大会冬季大会スケート競技会では、本県選手団が天皇杯、皇后杯ともに第4位と、例年同様に活躍しました。多くの競技は国体に出場するためには激戦の関東ブロック大会を突破しなければなりません。

そこで、そのような状況の中でも毎年活躍し、上位入賞するなど、国体成績の上での貢献度の高い競技にはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

松土教育長

過去10年間の競技別天皇杯得点の平均得点でございますが、高い順に、スケート競技が153点、ウエイトリフティング競技が84点、馬術競技が55点となっております。これらの競技のほかに、平均30点以上獲得している競技といたしまして、レスリング、水泳、カヌーの3競技となっております。

進藤委員

ただいまのお話で、幾つか本県を代表する競技に、非常に力を入れている、優秀な成績をとっているということがわかりまして、本県においてのスケート競技が国民体育大会、天皇杯得点に大きな貢献度を持っているということがわかりました。

当然のことですが、すべての競技スポーツの振興に条件整備は欠くことができませんが、スケート競技の振興においても、施設設備の充実や指導者の配置などの条件整備も大変重要になります。小瀬のアイスアリーナが完成して10年がたちましたが、昨年の全国中学校体育大会フィギュアスケート競技会では、本県の中学1年生の河西歩果さんが全国第2位という、大変素晴らしい成績を収めました。これは、全国でも非常に評価の高いリンクで日々練習できることと、素晴らしい指導者の存在が大きいことと思います。

一方、県立八ヶ岳スケートセンターは昭和58年度にオープンし、峡北地域における伝統的なスポーツであるスケート競技の振興にかけがえのない施設であります。このリンクでは、多くの子供たちが幼児のころからスケートに親しみ、学校のスケート教室やスケートクラブなどでわざを磨いています。このリンクからは2006年トリノオリンピックに代表選手として出場した有野美治選手、2010年バンクーバーオリンピック最終選考会に出場した松岡芙蓉選手、谷戸仁美選手、松岡三葉選手など、全国トップレベルの選手を輩出しています。また、このリンクで開催された第57回峡北スケート大会及び北部バッチテスト記録会、山梨県小中学校スピードスケート選手権大会などにおいては、4つの県新記録、11の大会新記録を樹立するなど、松岡選手たちに続く小中学生が寒さにもめげずに練習を続け、先輩たちの記

録を数多く塗りかえたことは本当にすばらしいことであります。

このように、将来が有望視される選手が育っており、選手たちも希望を持ち、張り切っているのに、身近にあるスケートリンクの存続が危ぶまれていることを関係者は大変心配しております。県民の冬季スポーツの振興とスケート競技力の強化、観光、地域活性化のためにも、八ヶ岳スケートセンターは存続すべきと考えます。また、かつて選手として活躍した方、長年指導者としてのキャリアをお持ちの地域の方々などのお力をかりて小中学生の指導に当たることができるような環境を整えることが強化に結びつくものであると思います。

そこで、スケート競技振興のため、県立八ヶ岳スケートセンターの今後の運営をどのように行っていくのか、あわせて指導体制の強化をどのように図っていくのか伺います。

松土教育長

県立八ヶ岳スケートセンターは多くの優秀選手を輩出するなど、選手の育成強化に貢献してきました。一方、運営には多額の経費を要することから、県の厳しい財政状況を踏まえ、一層効率的な施設運営のあり方などの検討に努めてまいります。また、スケートセンターの指定管理者である県体育協会、また、県スケート連盟、地元の峡北地区スケート協会などの関係機関、団体と連携しながら、小中学生の指導体制の強化を図ってまいります。

進藤委員

ありがとうございました。子供たちの夢の実現のため、山梨県のスポーツ、文化の発展のために、知事には、また前向きな御検討をお願いし、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

（高次脳機能障害支援事業について）

木村委員

質問がたくさんございますが、時間が限られております。リニアで名古屋まで特急で飛ばしてまいりたいと思います。

まず、予算概要77ページの高次脳機能障害支援事業についてお伺いいたします。

私は、2年ほど前から高次脳機能障害者家族会の皆さんとおつき合いをさせていただいておりますが、現在、支援体制が確立しておらず、また、一般の方にも余り知られていない高次脳機能障害者への支援につきましては、早期支援の整備や、一般県民への理解を深めるための普及啓発活動の実施が必要であることから、11月議会において質問させていただいたところであり、今回、明年度予算の中に、早速、支援コーディネーターを配置した支援拠点機関の設置や、支援連携会議を開催する高次脳機能障害支援事業が盛り込まれ、大変喜んでおります。

そこで、外見からは障害を認知できないことなどから社会的認知度が低く、対人関係で誤解されやすいことが多い、この高次脳機能障害者について、まず、ホームページ等の掲載や、リーフレットを関係機関や病院の窓口に置き、多くの人に理解してもらえるようにすべきと考えますが、県ではどのように周知を図っていくのかお伺いいたします。

小沼福祉保健部長

今年度は、高次脳機能障害の症状や原因についてのリーフレットを1万部作成いたしまして、市町村や保健福祉事務所、それから医療機関等に配布することにしております。来年度は、支援拠点機関ができますので、支援拠点機関そのものが、業務の1つに普及啓発を行うことになっておりますので、

そこをしっかりとやっていただく、あわせて、支援拠点機関の活動内容を紹介したりリーフレットも作成する、そして、講演会やシンポジウムなどの開催をしたり、県のホームページを利用して普及啓発を図っていくことにしております。

木村委員

市町村や保健福祉事務所ということでありました。私は、自分が高次脳機能障害と認知されていない人が違うことで病院にかかっていると思います。病院にも置いていただきたいと思います。まず、目に触れるということであろうかと思えます。

また、支援連携会議については家族や当事者の参加も必要だと思いますが、どのようなメンバー構成をお考えでしょうか。

小沼福祉保健部長

支援連携協議会につきましては、医療の関係者、福祉の関係者、障害者の就職を支援する方々、それから県、市町村の方々から構成する予定でおりますが、当然、家族の方々の御参加もいただくことにしております。

木村委員

わかりました。

最後に、家族会のメンバーからも新たな支援拠点機関におけます支援事業には大きな期待が寄せられています。何を一番望んでいらっしゃるのかと伺いましたところ、支援拠点に配置される支援コーディネーターには相談しやすい、専門的な知識のある方になっていただきたいと思いますとのことでした。また、全国会議への出席などにより、全国レベルの情報を収集し、県内の当事者や関係者に発信していただきたいと思いますのお話もありました。こんなこと当然のことだと思います。ぜひ、家族会の皆さんの要望を受けとめていただきたいと思います。いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長

来年度設置をいたします支援拠点機関で働いていただくコーディネーターにつきましては、当然、社会福祉士、保健師、臨床心理士等の専門家をお願いをいたしまして、その方に全国の連絡会議とか、コーディネーター会議に参加いただいて資質を高めるとともに、最新の情報を収集していただいて、県内の関係者の方々に周知を図っていくことを考えております。

（明生学園の整備について）

木村委員

大変難しい問題ですけれども、ぜひ、人柄というところをしっかりと面接などで確認していただきたいと思います。県内で、今までもこのことを知らずに悩んでいた方々にとって、拠点病院が設置され、今後、支援の輪が広がると同時に、早期治療によって自立した生活ができることを期待いたしまして、次に移ります。

69ページ、明生学園の整備についてです。

同じく、11月議会において、私は老朽化している現明生学園の施設整備についても、子供の成長に配慮し、プライバシーが守られるユニット形式での施設整備が必要との質問をいたしました。県からは、施設を運営する事業団から整備計画を聞く中で、整備する場合には助言していきたいとの答弁をいただきました。

そこで、こうした中で、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業により、来年度から明生学園の整備が始まることを聞き、県の迅速な対応を喜んでおりますが、整備までの経緯について、まず、お伺いいたします。

小沼福祉保健部長 明生学園を運営しております山梨県社会福祉事業団では、当初、平成27年以降の整備を予定しておりました。そういう中ではございましたが、先ほど、委員からお話ございました社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金が生まれまして、有利であるので、これを活用していただきということで助言させていただきました。それで、これを活用して、来年度から整備するという、それから、整備するに当たっては、やはり、これからは小規模のグループケアが必要であるということで、そういった方向で整備をしてほしいという助言をいたしたところでございます。

木村委員 その整備計画は、入所している子供たちの成長への配慮等がなされている、今、ユニットとおっしゃいましたけれども、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

小沼福祉保健部長 現在までの整備計画では、小規模グループケアということで、とりわけ、思春期にある中高生の子供たちに対しては個室または2人部屋等を用意するような形で整備を進めていくことにしております。

(子育て支援について)

木村委員 実は、11月議会の私たちのフォーラム政新という県議会だよりを読んだ北杜市の共育ちの会「あ・そ・ぼ」代表の方から、議会で訴えていただいた明生学園のことは、会のみんなでいつも気にしていたことなのでうれしかったと言われました。きょうお見えになっています。共育ちの会の皆さんは明生学園に学習サポートを毎週、ガーデニングサポートは毎月、交流会は年4回と、7年前から通い続けているそうです。会えば会うほど、子供たちの心の叫びが胸に突き刺さり、泣きながら帰るときもたびたびのことでありました。心休まる施設になることは、入所している子供はもちろんですけれども、こうやって周りで見守っている方もどんなにか喜ぶことでしょう。実現に向けての展望が見えてきた感じがします。今後とも、推進に向けて、本当によい施設になるように、どうぞよろしく願いいたします。

次に、少子化対策について伺います。

平成20年度版少子化社会白書によりますと、第1子の出産には子育てをしながら就業できる見通し、それから仕事と家庭の調和、第2子の出産には夫婦間の家事育児の分担や、育児に対する不安感、第3子の出産には経済的不安感が影響を及ぼしているとのこと。特に、核家族化が進行する中で、第1子の子育てにおける不安や孤立感が高まっています。出生率の向上のためには夫婦間の家事、育児の分担はもとよりですが、地域が一体となった子育てサポート体制を確立し、子育て環境を整備することが必要であると思います。

そこで、まず、70ページの子育て相談総合窓口「かるがも」の利用状況と対応状況について伺います。

松土教育長 子育て相談総合窓口、愛称「かるがも」でございますけれども、平成17年度に設置の後、相談員に加えまして臨床心理士、また助産師により、子育て中の親の相談に対応しております。設置当初の相談件数ですが、975件でございました。これが年々増加いたしまして、土曜日、日曜日も開設となりました平成20年度には1,364件の相談でございます。近年、法的、医学的な問題が複雑に絡み合うケースが増加しておりまして、児童相談所や医療機関などへの引き継ぎや、地域で活動している子育て支援者を紹介して

おります。

木村委員

この間のNHKもそうですけれども、最近、児童虐待から死に至るニュースが目につきますが、平成20年度、ゼロ歳から就学児まで、全国での相談件数が1万7,939件、その数字を見て、改めて深いため息が出ます。社会不安が募り、暮らしづらい社会にあって、核家族化など、家庭環境の変化によるストレスが、弱い子供にその矛先が向くこともあるでしょう。また、子育てそのものにストレスを感じている親がふえている現状でもあると伺います。

県は、このような親たちの不安や悩みを軽減するため、子育て相談総合窓口「かるがも」を設置されていますが、その利用状況や対応状況、先ほどは件数でしたけれども、どのようになっているのでしょうか。

松土教育長

先ほど、「かるがも」の利用状況について、件数がふえたということの説明申し上げました。内容でございますが、法的、あるいは医学的な問題、従前のような単純な問題ばかりでなく、複雑に絡み合う問題、ケースが増加しておりまして、特に、児童相談所、あるいは医療機関などへ引き継ぎということが重要な業務となっております。幾つかの例がございますが、本当に身近な話題から夫婦の問題まで、さまざまな内容でございます。

木村委員

済みません。紛らわしかったですね。数字じゃなくて、そういう、いろんな家庭内の複雑なことがあるということだと思ったわけです。近所でさえ、交流の少ない現在ですから、どんなにか、この子育て電話相談が心強いことかと思えます。悩みを抱える親が身近な地域で、きめ細やかな支援が受けられることが重要であると思えます。さらに、司法の力が必要な事柄や、医学的な対応が必要な相談内容など、難しい事例も多くなっているということ現場でもお聞きしました。御苦労されている様子がよくわかりました。

次に、県では、平成17年度から平成21年度の5カ年にわたりまして、子育て支援コーディネーター養成事業を行い、市町村において子育て支援ができる人を200名程度、養成したと聞いています。

どういふ方々が受講され、受講後はどのような子育て支援にかかわっているのか、お伺いいたします。

松土教育長

これまでの5年間で211名の子育て支援コーディネーターを養成してまいりました。受講者につきましては、その約6割が市町村の関係者でございます。また、約3割が子育て支援にかかわる民間団体の関係者、残り1割が一般の受講者でございます。この研修を終えた市町村の関係の方々ですが、育児学級の実施を企画、運営するなど、子育て支援の中心的な存在として活躍しております。また、一般受講者でございますが、みずから立ち上げたNPO、また子育て支援団体におきまして、市町村の事業を請け負ったり、また子育て中の親などが交流する場を運営したりするなどの活躍をしております。

木村委員

この事業に行政の方、それから一般の方が一緒に受講されて、共通の認識を持たれたということは大変よいことと思えますし、人材の発掘になっているということも本当によいことだと思えます。さらに、地域における子育て支援に欠かせない存在となっているということもわかりました。先ほどの相談事業の答弁をお聞きしますと、子育て支援活動を進めていく中で、対応に

困難を来す複雑な問題がふえてきているということですよ。

そこで、平成22年度、新規事業であります子育て支援リーダー養成事業費が計上されていますが、この事業は対応に困難を来す複雑なケースにこたえるための事業なのでしょうか。211人の子育て支援コーディネーターを養成した後にこの事業をされる、その目的と内容をお聞かせください。

松土教育長

ただいま御指摘いただきましたように、対応に困難を来す複雑なケースに応じるための事業でございます。これまでに養成いたしました、先ほどの子育て支援コーディネーターを地域の家庭教育、また子育て支援のリーダーとして活動できる人材となるように養成することでございます。また、研修を通して開発しました子育て支援の方策を普及啓発することによりまして、県下全体の子育て支援が充実して、やまなし子育て支援プラン後期計画の具現化を図ることが目的でございます。

（保育所緊急整備事業について）

木村委員

高い知識と専門性を求められるということでしょうが、子育ての原点をしっかりと見詰め、変化する社会への対応のために学びながら、情報交換を通してネットワークを強めていこうとするリーダーの養成事業に期待するところでもあります。

次に、67ページ、安心こども基金について、幾つか伺います。

まず、保育所緊急整備事業について伺います。

本県の待機児童はゼロとのことでありますが、保育サービスが充実していないから、保育所に預けられないといった潜在的な待機児童は存在するという声も聞かれます。特に、3歳未満児の保育需要はこれからふえてくるのではないのでしょうか。

そこでまず、3歳未満児の保育の状況についてお伺いいたします。

小沼福祉保健部長

平成21年4月1日現在の県内の保育所における3歳未満児の在籍者数は5,252人。これを5年前の平成16年と比べますと979人、パーセンテージで23%増加している状況でございます。

木村委員

わかりました。

整備を予定している保育所は何カ所で、耐震化の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

小沼福祉保健部長

来年度、予定しておりますのは8カ所でございます。うち、新設が甲斐市など2カ所、改築が3カ所、それから大規模改修が3カ所、いずれも耐震化の基準をクリアしております。

木村委員

では、耐震化を必要とする保育園等はないということですね。

小沼福祉保健部長

今の8カ所で全部クリアするということでございます。

木村委員

わかりました。

これにより、保育所の定員は増加するのか、また、そのうち、3歳未満児の定員は増加するのか、3歳児にこだわっています、お聞かせください。

小沼福祉保健部長

来年度の8カ所の整備によりまして、定員は131名増加します。うち、

60名が3歳未満児でございます。

（地域子育て支援事業について）

木村委員

わかりました。甲斐市もあるということで安心しました。

結婚する女性は大抵働いています。先ほども申し上げましたように、子供を持つとするとときに、子育てしながら働き続けられるかが第1条件だと言いました。ですので、安心して子育てしながら働けますよという環境をつくるのが少子化対策の第1条件だと思うのです。特に、ゼロから3歳児の子育てをする家庭及び乳幼児にとってよい保育環境をつくっていただきたいと思うわけです。

次に、地域子育て支援事業について伺います。

家庭や地域の機能が低下して、子育てに負担感や孤立感を持つ親が増加している中、地域子育て支援センターに行き、ほかの親子や指導員さんとの交流でほっとするというような話もよく伺うところです。家の中で子育てをしていると、ときに息苦しくなるということだと思いますが、こうした親子が楽しく外出するためには、イベントや仲間づくり、また子供と一緒に遊ぶ場などが必要となってきます。市町村では、子育て家庭の需要、要望に応じて、さまざまな施策を展開してきていますが、こうした取り組みはさらにふやしていくことが求められています。

安心こども基金を活用した地域子育て支援事業は、市町村の創意工夫による事業の実施要望にこたえられる事業と伺っておりますが、具体的な内容はどのようなものなのかをお伺いいたします。

小沼福祉保健部長

地域子育て支援事業は、各市町村がみずからの地域の実情を踏まえて、子育て支援に資する事業を展開していただくというものでございまして、現在までのところ、親子で農業体験とか、父親が子育てに参加する取り組みとか、そういった事業が挙がってきております。補助率は定額の10分の10、こども基金を活用させていただきます。

木村委員

次に、地域の創意工夫による事業であり、全額基金で賄える、10分の10ですね、使い勝手のよい事業だと思いますが、平成22年度限りの事業であることは承知しております。本事業の実施主体は市町村ということですが、市町村へ、県がどのような働きかけをしているのか伺います。

小沼福祉保健部長

この事業の実施の情報を入手したところで、市町村の担当者呼び、会議を開きました。また、少子化対策を担当しております理事及び担当課長が全市町村を歩きまして、取り組みへの働きかけを行いました。

（地域子育てネットワーク支援事業について）

木村委員

この事業をしっかり活用してもらうために、今、県が行っている、それなりの御努力、御苦勞を伺うことができました。

安心こども基金に関する最後の質問ですが、子育て支援に関する情報はたくさんあると思っておりますけれども、子育て中の親からは、自分の欲しい情報が手元には届かないというような声もよく耳にします。県でも、やまなし子育てネットや子育てハンドブックなどにより、さまざまな情報の提供をしていますが、さらなる工夫が必要だと感じています。

そこで、地域子育てネットワーク支援事業の中で、やまなし子育てネットのリニューアルに取り組むと聞いておりますが、どのような内容なのかお伺

いたします。

小沼福祉保健部長 やまなし子育てネットにつきましては全面的なリニューアルを行う予定でございます。内容的には、今、若い方が非常に活用しております掲示板機能とか、ブログ機能を付加いたしまして、若いお母さん方が、そこで悩みを相談し合ったり、情報交換をしたり、またいろいろなイベントが掲示板で見られるような双方向の参加型のネットにしていきたいと思っております。

木村委員 相談する人のない人とか、若い方が、本当にこれが頼りになる情報源になると思いますので、よろしくをお願いします。

次に、地域における子育て支援の取り組みを促進し、県民が一体となった子育て支援を推進する意味からも、それぞれの地域で活動している子育て支援団体等が互いに交流していくことが必要だと考えますが、子育て支援団体のネットワーク化をどのように進めていくのか伺います。

小沼福祉保健部長 現在、県内では、さまざまな団体が活動しておりますが、そういった活動団体の皆様方にみずから企画していただきまして、研修会とか、交流会とか、意見交換会などを通してネットワークづくりを進めていくことにしております。

（少子化対策に関する基本方針について）

木村委員 ネットワークというのは大変簡単なようで難しいわけですがけれども、県の積極的な姿勢により必ずよい結果になることを望みます。安心こども基金は保育所の整備から地域の子育て支援体制の整備まで、子育て全般を支援できる有益な基金です。積極的な活用を期待し、子育て環境の整備を図ってほしいと思います。

最後に、少子化対策に対しての知事の考え方について伺います。

知事は、これまでも、やまなし女性の知恵委員会や、県政ひざづめ談議などで、子育て中の母親や、子育て支援をしている方たちから意見をお聞きするなどして、平成22年度から26年度の5カ年を事業計画期間とした、やまなし子育て支援プラン後期計画を策定していると伺っております。この計画を着実に推進していくことにより、本県の少子化対策は大きく進展するものと思いますが、どのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えを伺います。

横内知事 委員の御指摘のように、やまなし子育て支援プラン後期計画を策定いたしまして、幅広く、多方面にわたりまして子育て支援策の充実を図っていきたくと考えております。この後期計画では、施策を7つの体系に整理しまして、先ほど来、御議論のありますような保育所の充実、あるいは地域子育て支援センターの充実を含む幅広い施策を総合的に推進することとしておりますが、そういう施策を推進すると同時に、特に重点的な方向といたしまして、3つのプロジェクトを推進したいと、これは委員御指摘がありましたような女性の知恵委員会とか、そういういろんな場で子育てをするお母さん方などから御指摘があったものを踏まえて、重点的な推進をしていきたいと思っております。

1つは、勤めていない、家庭で子育てをしている、特にゼロから3歳児の子育てをしている母親の皆さんを重点的に支援する。とりわけ、そういう人々を地域社会に出してくるという努力が必要じゃないかと。やはり、勤め

ていなくて、家庭におりますと、どうしても、情報が入らないために、非常に不安感を持ったり、あるいは孤立感を持ったりする。その結果として、幼児虐待みたいなことが起こるといえることがありますので、そういう母親にできるだけ社会のいろんな場に出てきてもらうように、そういう支援をしていきたいというのが第1点であります。

2点目といたしましては、できるだけ、子育てをしているお母さん方に情報を発信することが大事でありまして、先ほど来、御議論がありました子育て支援のホームページがございまして、このホームページの充実をしていきたいと思っております。それから、いろいろなNPOの皆さんが子育て支援をしていただいておりますけれども、そういう方々をできるだけネットワーク化して、地域ぐるみで子育てをする母親を支援する仕組みというものをさらに強化していきたいというのが2点目であります。

3点目は、問題を抱えた子供たち、とりわけ、きょうも議論がございまして、ような心に問題のある子供たちが急増しておりますので、こうした子供たちに対する支援措置を強化したいということでありまして、再々申し上げておりますように、新たに子どもメンタルケアセンターを整備していくことを考えております。

そんなことを重点にしながら、今後5年間、この子育て支援プラン後期計画を推進していきたいと考えております。

木村委員

ありがとうございます。元気な赤ちゃんの声、それから、子供たちの歓声が響く山梨に、安心して子育てができる山梨を願っています。

通告をしてありません。時間が来るまでしゃべらせていただきます。

66ページに結婚支援相談というのが計上されています。私は、今まで何人もお世話をしてきましたけれども、なかなか実を結びません。若い方が結婚して子供ができないことには、幾ら育児の話をして、これは問題にはなりません。ぜひ、県は結婚支援にも積極的な姿勢を示して行ってください。このことが大変大切なことだということを最後にお訴えして終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

（ 休 憩 ）

（鳥獣害防止対策について）

武川委員

自由民主党輝真会の武川勉です。よろしくお願いたします。

鳥獣害防止対策についてお伺いたします。この問題につきましては、これまでに何名かの議員が本会議、委員会などで質問されており、県からの御答弁もそれぞれあったわけですが、改めてお伺いたします。

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大、農山村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は中山間地域等を中心に拡大しております。加えて、鳥獣による被害は、農業や林業に携わる方々の意欲低下などにより耕作放棄地の増加等をもたらし、これが、さらなる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながりかねないことも懸念されます。そして、このような被害の拡大は、本県の農林業の衰退にもつながる極めて重要な問題であります。平成19年10月には、農政商工観光委員長名で、内閣総理大臣や、衆参両議長などに対策の強化を求める意見書も提出されております。

こうした中、国において、平成20年2月に鳥獣被害防止特措法を施行し、

これに基づいた総合対策を講じております。県としても、国の制度を積極的に活用しながら、全力を挙げて防止対策に取り組んでいただきたいとの考えから以下質問いたします。

まず、平成22年度の事業の実施に当たり、これまでの取り組みにおける課題をどのように認識されているのか伺います。

小林森林環境部長 これまでの取り組みにおける課題ということでございます。

森林環境部ということでございますが、著しく増加、または分布を拡大してきておりますニホンジカ、イノシシ、ニホンザルにつきましては、長期的な観点から、特定鳥獣保護管理計画を策定しまして、個体数管理等を行うことによりまして、被害の防止や生態系の保全に努めているところでございます。

今後、より一層効果的な対策を推進するための課題としましては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの管理捕獲を実施しておりますが、こんな中にありまして、狩猟者の高齢化、また減少化が進んでおりまして、鳥獣捕獲従事者の養成、確保が難しい状況になっております。また、国立公園内において、ニホンジカによる被害対策を進めていくためには、国の主体的な対応も必要なことと考えております。また、野生鳥獣の行動域は、複数都県にまたがる場合もありますので、関係する機関と連携が必要なことなどが挙げられると考えております。

武川委員

国立公園内のニホンジカに対する被害対策は国の主体的な対応が必要との答弁でありますけれども、黙っていても、国も動かないわけでありまして、積極的に働きかけを行う必要があると思うわけでありまして、それでは、国に対して、これまで、どのような働きかけを行ってきたのか伺います。

小林森林環境部長

国への働きかけということでございますけれども、昨年になります、国への提案、要望事項ということで、重点項目という位置づけの中で、国に對しまして、国立公園内におけるニホンジカの生息・食害調査とか、防護さくの設置等につきまして、環境省へ行って、要望を行ったところでございます。重点項目ということでございますので、知事にも行っていただきまして、直接要望してきたこともございます。

武川委員

ところで、現在、県内のシカの生息数は約5,000から1万2,000頭と言われております。そのうち、富士北麓、南都留地域においては約1,160頭と言われております。その中で、国立公園も含まれている富士北麓地域においては、シカなどの捕獲を計画的に行っているのは富士吉田市外二ヶ村恩賜林組合ぐらいなものであります。恩賜林では、このところ、年間4万本ぐらい植えているようでありますけれども、結果的には半分ぐらいは被害を受けているようであります。富士吉田恩組は財源がありますから、何とかそれなりに行ってございますけれども、恩賜林以外の地域におきましては、県から2分の1の補助があっても、市町村において財源的なこともありまして、なかなか実効性のある取り組みができていないのが現状であります。県全体に言えることではありますけれども、特に、富士山世界文化遺産登録の実現に向けて進んでいる富士北麓地域においては現在の対応では取り返しのつかないことになってしまうだろうと思っております。

次に、明年度の施策について伺います。

課題について伺いましたが、明年度、有効な防止対策を講じるた

めには、この課題を踏まえた施策の展開が必要であります。県が行う対策については農政部と森林環境部が行っておりますが、鳥獣に県の行政区分は関係ありません。それぞれが独自に実施していたのでは効果的な成果は望めないわけであります。

そこで、明年度、どのような点に意を用いて事業を実施していこうとしているのかお伺いいたします。

横内知事

委員の御指摘のとおり、この鳥獣被害対策というのは農政部と森林環境部が担当しております。それぞれ、例えば、防護さくの設置は農政部の担当でありますし、森林環境部は保護管理、あるいは個体数調整を担当することです。両部が特に緊密に、お互いに連絡を取りながら進めていくことが非常に大事だと思いますので、かねてから、私からそのようにやっていくように指示はしてきているところでございます。実際作業するのは市町村がやるわけですが、今、市町村の被害防止計画というようなものも、ほぼ、できつつあるわけですが、この防止計画の実施に当たっても、また策定に当たっても、各市町村の地域協議会というのがありますけれども、そこに農務事務所、それから林務環境事務所の職員が参画して、一緒に市町村にバックアップする体制をつくっております。

具体的な施策につきましては、森林環境部長から説明させるようにいたします。

小林森林環境部長

農政部も施策等あるわけなんです。森林環境部といたしましては、やはり、管理捕獲をしていくということで、今年度に引き続き、先ほど御指摘のとおり、市町村への補助金も当然出して捕獲をしていくと。それから、本年度から高標高域、1,000メートル以上というような高いところでも1,000頭を目標に、猟友会に委託して捕獲を進めているということ、そんなことで、幾つか新しい展開をやりながら、森林環境部では捕獲をしたり、林野、森林内については防護さくとか、シカ等が若い芽を食べたりしますので、そこへの忌避剤というか、なめないような、食べないような方策をとるとか、森林環境部としてはそういった方策を講じていきたいと考えております。

武川委員

鳥獣害防止対策会議、保護管理検討会、相互に参画するということがありますが、この部分については、後ほど質問させていただきます。

次に、国の鳥獣被害防止特別措置法では、対象地域、被害の防止に関する基本的な方針や、今後の取り組み内容を盛り込んだ被害防止計画を策定した市町村に対して、必要な措置が講じられます。したがって、被害が生じている市町村には、この被害防止計画の策定がぜひとも必要になります。このため、県内の市町村における被害防止計画の策定状況についてお伺いいたします。

笹本農政部長

被害防止計画の策定状況ということでございます。

平成19年に鳥獣害特別措置法が制定されて、それより、県では市町村に積極的に働きかけてまいりました。平成21年6月までに、昭和町を除きまして、全27市町村におきまして、既に策定されております。

武川委員

ほとんどの市町村で作成されているということですが、作成したことで安心するのではなく、今後、この計画が着実に実施され、被害が軽減されるよう、県が積極的な支援を行うよう要請いたしておきます。

山梨県の被害総額は約1億9,000万円と承知いたしております。県内の各市町村でも、被害は中山間地域が多いと思っておりますけれども、具体的に被害の多い地域はどこですか。

笹本農政部長 今のお話のように、おおむね1億9,000万円ほど被害がございますけれども、委員がおっしゃいますように、中山間地域が多いということで、峡北地域の八ヶ岳南麓地域、また峡中地域や峡東地域の中山間地域に多く被害が発生しております。

武川委員 農業の被害についてはわかりましたけれども、それでは、林業被害はどうなっていますか。

小林森林環境部長 具体的に被害の多い地域、林業被害ということだと思っておりますけれども、林業被害につきましては、県全域に分布している状況にはありますけれども、特に多いのが県の南部地域の山間地域につきましては、やはり多いのかなという状況になってございます。

武川委員 それと、高山植物などの被害なども心配になるわけでありましてけれども、このような被害の多い地域及び被害の内容についてお聞かせください。

小林森林環境部長 高山植物の被害はどうかということでございますけれども、やはり、南アルプスでも、北岳の3,000メートル級のところまでニホンジカが登ってきているというような現象もあるようでございますし、あわせて国立公園ということでございますと、秩父多摩甲斐国立公園につきましても、やはり被害等も出ているということがありますから、そういった対応がやはり必要かということで、南アルプスだけではなくて、秩父多摩甲斐のほうにつきましても国への要望をしたところでございます。

そんな中にありまして、多い林業被害、高山植物の被害はということでございますけれども、主にはニホンジカによる摂食が主なものだと考えております。そういう中で、ニホンジカの保護管理検討会をやるということでございますけれども、やはり、南アルプスには高山植物が多く、希少種がありますので、そういった対策は講じていく必要があるだろうと、あわせて国へも要望もしているところでございます。

武川委員 被害の防止を効果的に進めるためには、県及び市町村が密接な連携を図った上で、取り組む必要があります。また、鳥獣には市町村の境界はもちろんのこと、県の境界もありません。一例ですけれども、富士吉田市内の山付の住宅地に出没するサルは、猟友会による活動や、さまざまな方法での追い払いなどで、一時的にはいなくなりましても、しばらくの間が過ぎると再びあらわれます。駆除できる数はわずかであり、また、動物には行政区域がありませんので、多くのサルは結果として他の市町村を行ったり来たり移動するにすぎません。したがって、抜本的な対応がどうしても必要になるわけがあります。動物愛護の観点からの問題、財源の問題、猟友会の皆様の高齢化、また猟友会の会員数の減少などの課題も多くあることは承知いたしております。しかしながら、知恵を絞って、どんなことをしても適切な対応が求められるわけでありまして、被害の防止を効果的に進めるためには、県及び市町村が密接な連携を保った上での取り組みが必要ですから、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

このように、県は実施に当たって、市町村との連携はもとより、他県との連携も視野に入れながら、実効性のある総合的な対策を講じる必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

笹本農政部長

委員御指摘のように、市町村事業につきましては、防止計画の策定も、県も指導しておりますし、具体的に、追い払い隊の設置についても指導しているというようなことで、また、補助金のほうも、一生懸命、国に確保をお願いしているところでございます。

また、他県との連携ということでございますと、現在、本県の南アルプス市から長野県の佐久穂町にかけて、広いエリアなんですけれども、ここで関係する山梨県、長野県の7市町村がサルやシカの鳥獣害対策を、長野県とも連携しながら行っている状況でございます。また、カワウ対策につきましても、関東広域の10都県で協議会を持ちまして、生息調査でありますとか、共同の追い払い事業なんかを進めているところでございます。

武川委員

鳥獣害への対応について、さまざまな要因で増加傾向にあるシカやイノシシなどに対し、防護さくの設定はもちろんでありますが、個体数の調整などの対症療法的な施策では限定的な効果にとどまるのではないかと、このままでは被害が拡大傾向に歯どめがかかりません。

そこで、このような自然、動物を相手にするような施策であることから、県だけではなく、山梨大学、県立大学等の高等教育機関、また、環境科学研究所などとも連携を図りながら、総合的な対策を講じていく必要があると考えますが、県の御所見をお願いいたします。

笹本農政部長

研究者とか、大学との連携の強化という話でございます。

現在、イノシシ、サル、シカなどの保護管理計画の検討会におきまして、信州大学、また東京農工大学の研究者などを委員としてお願いいたしまして、専門的な見地から意見や提言をいただいている状況でございます。また、今後につきましても、現在、野生鳥獣の生態を踏まえて、例えば、サルのモニタリングでありますとか、モンキードッグの活用につきまして、研究者の協力を得て進めているところでございますけれども、さらにまた、大学などの研究者の協力をいただきながら、総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

武川委員

そこで、農政部で所管されている鳥獣害防止対策会議の目的と構成についてお伺いします。

笹本農政部長

今、委員が御指摘のとおり、農政部で鳥獣害防止対策会議を設けてございます。目的といたしましては、農作物の鳥獣害の防止対策におきます森林環境部と農政部の主な連絡調整ということで、対策をより積極的に進めたいということで、設けてございます。構成員としましては、農政部の各課の課長、森林環境部のみどり自然課、森林整備課というようなところ、それから、出先といたしまして、各農務事務所、試験研究機関の職員等で構成してございます。内容につきましては、地域におきますさまざまな課題がございますので、その辺の情報交換、被害の実態の把握、防止対策の検討でありますとか、各部各課の被害防止対策事業の調整等を進めております。

武川委員

林業被害や高山植物の被害はどのような組織で対策が行われているのか、

お伺いします。

小林森林環境部長 林業被害、高山植物被害は、どういう組織で対応しているのかということでございますけれども、林業被害や高山植物の被害の原因というのは、先ほど申し上げましたように、ニホンジカによる摂食がかなり大きいと考えております。そういったところから、被害対策や個体数管理を検討するために、平成15年度に学識経験者、農林業団体、自然保護団体、関係市町村、関係各課、研究機関等によるニホンジカ保護管理検討会を設置したところでございます。平成16年度には、ニホンジカ保護管理計画を策定いたしまして、個体数調整を目的とした管理捕獲の実施、林業被害を軽減させる防護さくの設置や忌避剤等を実施してきているということをごさいます。保護管理検討会で検討しているところでございます。

武川委員 お話をお聞きしたわけでありましてけれども、まさに縦割りですね。連携が十分にとれているとは思いません。私が調べても、奈良県を初め複数の県で、これらの被害対策をすべて含めた県全体の鳥獣被害防止対策の基本方針を策定し、それらの施策を効果的に推進する組織体制が整備されております。

奈良県では、奈良県の農林水産業に対する鳥獣害対策推進方針を平成20年5月に策定しております。この具体的推進方策は、第1番目に被害防止対策の普及啓発、第2番目に総合的な対策の実施であります。総合的な対策として、さらに分類すると、1として人材の育成、2として野生鳥獣の生息環境の整備、3として被害の防除、4として個体数の管理、5として連携体制の充実。そして、第3番目に実態把握、第4番目に特定鳥獣保護管理計画、第5番目に推進体制、第6番目に捕獲鳥獣の地域資源としての有効活用などの具体的推進方法を定めております。

本県においても、一日も早く、こうした取り組みを始めるべきだと思っております。

そこで、お伺いします。鳥獣にとって、食べられるものであれば農作物も樹木も高山植物も、そして行政区域も関係ありません。このように、広範囲かつ長期的な課題に真剣に対応するためには、このための方針を定め、それを効率的に推進する組織体制の整備が重要と考えますが、県の御所見を伺います。

小林森林環境部長 他県の例を、今、お話しいただきながら、御質問いただいたわけでございますけれども、本県におきましては、野生鳥獣による被害を防止するため、保護管理、捕獲については森林環境部、また、防護さくの設置等については農政部などもやっております、それぞれの部が対応してきたという経緯もございます。御指摘のとおりでございますけれども、野生鳥獣による農作物被害が減少していない状況にあります。その中で、防護、捕獲、生息環境整備、さらに捕獲した野生鳥獣資源の有効利用等の取り組みに関係機関が連携し、総合的に実施できる体制について、関係部局と検討を進めていきたいと考えております。

武川委員 冒頭も申し上げましたけれども、いろいろとお伺いした問題につきましては、これまでも多くの議員が関心を寄せ、たびたび質問してまいりました。にもかかわらず、本日も私がいろいろと質問をし、指摘をし、提言させていただいているということは、それだけ重要であるからであります。これまでに、この問題の改善がなされていない、しっかりとした取り組みがなされて

いないということでもあります。他の事業でもそうですが、同じような質問を何度もしなくても済むように、ぜひ、お願いしたい。ただ、答弁すればいい、その場をしのげばいいということでは困るのであります。ぜひ、最大限、知恵を絞って、国に対して、また一方におきましては、市町村初め関係機関、団体などに対して、必要なしかりとした対応、対処をお願いしたいと思います。知事、どうでしょうか。

横内知事

この鳥獣被害防止の問題というのは、大変に頭の痛い問題でございます。私が知事に就任してからも、この問題は重点的な対策として、具体的な数字は持っておりませんが、かなり予算的にはふやしてまいりました。しかし、まだ、依然として被害が拡大している状況でございますので、今、委員の御指摘も受けて、いま一步、実施体制とか、関係機関との連携のあり方とか、施策の内容等について、再度見直して、より強力にこの施策を実施できるような方法を考えていきたいと思っております。

（丘の公園の指定管理者制度について）

丹澤委員

企業局の地域振興事業で、丘の公園の2,000万円の負担金を減額いたしました。それについて御質問いたします。

平成15年に、指定管理者をプロポーザルで募集しましたね。そのときに、応募した企業数は幾つですか。

進藤公営企業管理者 6社です。

丹澤委員

6社の中にゴルフ場の経験をした会社がありましたか。

進藤公営企業管理者 ありました。

丹澤委員

なぜ、そういう企業があるにもかかわらず、全く新しい株式会社丘の公園を選んだのですか。

進藤公営企業管理者 6業者の中から、新しく設立された株式会社清里丘の公園を選定した理由としましては、出資3社がそれぞれの得意分野を担う中で、連携して丘の公園を運営して、八ヶ岳南麓地域の振興に貢献する、そういうことが期待できるということが主な理由だったと思っております。

丹澤委員

その3社に期待した特徴を全部教えてください。

進藤公営企業管理者 当時の3社というのは、1つはウイン・ワールドという会社ですが、健康増進プログラムであるとか、健康教室の実施、こういったことに実績とか、ノウハウがありました。

2つ目が、セラヴィリゾートという会社ですが、丘の公園周辺の自社及びグループ所有の宿泊施設を活用した滞在型のリゾートプランの実施、こういったことに実績がございました。

もう一つが山梨交通ですが、清里地域での観光周遊バスの運行であるとか、広いエリアでの輸送手段を活用した集客が期待できる、こういったことだと思っております。

丹澤委員 セラヴィリゾートはホテルをやっている、セラヴィリゾートクラブというのをつくっています。このメンバーを丘の公園へ呼びたい。そして、関西、中京方面から顧客が呼べる。そして、資金力があるから、もし悪化したときには金を出す。こういうことでしたよね。ウインはスポーツ施設の経験があるからここはいいということで、全く何の経験もない丘の公園株式会社を選んだのは、この3社のノウハウ、あるいは資金力、それを見込んで選定したんですよね。

進藤公営企業管理者 審査結果とか評価も、そういったことになっております。

丹澤委員 その後、県、企業局が株式の譲渡制限をしましたね。それはなぜですか。

進藤公営企業管理者 先ほど、ちょっとお話をしましたけれども、指定管理者を選定する際に、今の清里丘の公園という指定管理者というのは設立したばかりの会社であり、実績がなかった。事業計画や出資3社が各得意分野のノウハウを活用して、連携しながら丘の公園の効率的な、適正な、安定的な運営をしていくということからやったものであります。

このような選定時の経緯も踏まえる中で、株主の移動につきましては、本来的には会社の内部事項ではございますけれども、適正な管理運営を確保できるように、株式の譲渡については、企業局の承認を要するものとしたということでございます。平成17年2月に覚書を締結しています。

丹澤委員 現在の株式はどう変わっていますか。

進藤公営企業管理者 現在の株主ですけれども、当初は、先ほど申し上げましたウイン・ワールド、それからセラヴィリゾート、さらに山梨交通の3社でスタートしましたけれども、現在は、山梨交通はそのままでございます。セラヴィリゾートにつきましては破綻をしまして、更生計画に基づき、株式会社セラヴィリゾート泉郷に吸収合併されて、現在の株主になっております。それから、ウイン・ワールドですけれども、途中で名称変更いたしまして、株式会社KSSとなり、そこが破綻をいたしまして、現在は株式会社文教という会社が株主になっております。さらに、平成16年8月のことですのでけれども、出資を途中でふやしており、TK清里というところが株主になっておりますので、現在は4社体制でございます。

丹澤委員 文教という会社は何をしている会社ですか。

進藤公営企業管理者 株式会社文教につきましては、主に関東地域ですけれども、病院の売店やレストランを中心としたサービスの関連業務、こういったことを主として展開している会社でございます。

丹澤委員 これがKSSとかわりましたけれども、どこが共通しているんですか。

進藤公営企業管理者 会社自体は変遷を経て、今のようになっているわけですけれども、指定管理を始めて5年経過する中で、清里丘の公園という会社自体がいろいろなノウハウというのを獲得し、実績として積み上げております。そういった中で、KSS、ウイン・ワールドのものをそのまま継承するということがないままに、今の清里丘の公園で十分そういった業務もやっていけると考えてお

ります。

丹澤委員 丘の公園が、3社の長年かけてきた実績、ノウハウ、経験、そういうものをすべて4年間で取得したと言っているんですか。

進藤公営企業管理者 全部かどうかはわかりませんが、相当部分のノウハウというのは蓄積している、こう考えております。

丹澤委員 このコンセプトが、全く経験のない会社ですよ。出資社がノウハウを持っているから、深慮があるから、そういう理由で選んだんですよ。それが、2社も倒産した上、人がそっくりかわってしまった、名前が変わったって役員全部かわっているんですよ。倒産しているんですから、この会社には資金なんか出せないんです。にもかかわらず、文教がウインと全く同じだと、泉郷がセラヴィリゾートと同じだと、そう言えるんですか。

進藤公営企業管理者 同じということではないと思いますけれども、かなりの経営のノウハウというようなものは継承しているし、蓄積してきているということが言えると思っています。

丹澤委員 何で同じだと言えるんですか、セラヴィはつぶれているんですよ。セラヴィに何を期待しているかといったら金を出してくれると、その会社はつぶれているんです。文教はレストランを運営していて、つぶれたのはスポーツ施設ですよ。どこが共通しているんですか。何でこれを選ぶんですか。

進藤公営企業管理者 まず、そのセラヴィリゾートの関係につきましては、吸収合併したのがグループ企業のセラヴィリゾート泉郷ということでございます。これは、会社更生計画に基づいて再建に向けて進んでいるのですけれども、セラヴィリゾートとともに、指定管理の当初から滞在型の事業プランに深くかかわってきていた点から、指定管理者との連携は、これまでと同じようにとっていると思っています。

それから、ウイン、KSSの関係につきましては、滞在型のリゾートプランの実践であるとか、会員制の健康クラブでの各種健康行事の開催につきまして、指定管理者の清里丘の公園自体がそういったノウハウを蓄積してきている、そういう意味で申し上げました。

丹澤委員 そうすると、羊頭狗肉ですよ。いい会社を出資社に出しておいて、あと、みんな変えてしまう。これができるなら、指定管理者制度のプロポーザルなんて、いいかげんなものだ、そうでしょう。

進藤公営企業管理者 おっしゃるように、丘の公園を適正に管理運営していくのに、3社の特徴を生かすとか、プロポーザルを受けたということですから、指定当初の出資3社という枠組みは継続されていることが望ましい。その中が、破綻等によって変わっていくというようなことは、残念な事態と思っています。ただ、現実にはそういうことがあり得る中で、先ほど申したような理由で、今の清里丘の公園の会社は指定管理を継続しているということになると思っています。

丹澤委員 ここが1億円を、5年間、年利12%で借りているというのを知っていま

すか。

進藤公営企業管理者 清里丘の公園が資金調達をどのようにしているかについては、報告を受けておりますので、全体的な状況としては承知をしております。ただ、指定管理者の資金調達を含めて財務状況の詳細につきましては、情報公開条例上も、不開示情報に該当するというので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

丹澤委員 これが経営悪化の原因になっているんですよ。後で聞きますけれども、では、承知しているんですね。それはそれでいいです。
丘の公園をつくったコンセプトは何ですか。

進藤公営企業管理者 丘の公園は、子供からお年寄りまで、すべての人々が楽しめる総合的なスポーツレクリエーション施設ということで、八ヶ岳南麓地域における集客の拠点として大勢の皆様にご利用され、地域の活性化、地域振興に多くの役割を果たしていく、これがコンセプトというか、趣旨ではないかと思えます。

丹澤委員 丘の公園は、軽井沢のようにあそこを避暑地にしたい、そのためにはどうしてもゴルフ場が欲しい、県のあの一等地を提供して、ゴルフ場をつくって、滞在型の観光施設にしたいということなんですよ。県外から連れてくる。今、どうなっていますか。安売り競争をして、県内のお客を集客しているじゃないですか。まさに、官が民を滅ぼしている。そうではないでしょうか。セラヴィを選んだ、中京、関西方面から呼んでくる、この選んだ趣旨が崩れているじゃないですか。そういうことを考えてみれば、このコンセプトから外れているんだ。僕は、さっきも言ったように、選んだ趣旨が違う、外れた、そして目的も達せていない、ノウハウを取得した、では、何で5年間も赤字続きののか、最初から真っ赤じゃないですか。民間に頼むということは、民間のノウハウを活用して黒字にするためでしょう。民間を頼んで赤字になっているのでは、何で指定管理者はあるんですか。それをまだかえようともしない。何でかえないんですか。

進藤公営企業管理者 まず、コンセプトの関係につきましては、やはり、清里丘の公園が指定管理者で管理運営することによって、年間二十三、四万人の方があの地域を訪れているということで、集客の拠点にもなっているし、地域の活性化に大きな貢献役割を果たしていると思っております。

丹澤委員の言われたような状況の中で、なぜ、指定管理者をかえようと思わないのかという趣旨の御質問だと思います。指定管理者をかえる場合については、地方自治法、またそれを受けて、指定管理者と県で結んだ協定書に基づいて指定の取り消しといったような手続が進められることとなります。指定管理者との協定上、指定の取り消しというのは、指定管理者自身の、清里丘の公園自身の倒産、それから財務状況が著しく悪化した、こういった場合に取り消しをすることになっておりますので、現在の状況で、指定管理者を選考し直すというようなことにはならないと思っております。

丹澤委員 まず、その協定書に関しては、後でじっくり聞きます。

僕が言っているのは、選んだときの趣旨が3社のノウハウ、資金力、それを必要としたから選んだのでしょうか。もっと言えば、もっと大手の実績のあるゴルフ場が応募しているじゃないですか。にもかかわらず、セラヴィも、

KSSも、山交も、全く素人のゴルフ場なんて経験していない会社で、そこを選んだというのは、それぞれのノウハウを活用するためにやったんでしょう。にもかかわらず、それが変わってしまっている。倒産しているんですよ。にもかかわらず、かえようとしなさい。

それでは、いいです。僕は3分しかないから、次の質問が、ちょっと中途半端になってしまうので、次に。

知事さん、管理者に委託するのは全部知事で、管理者の責任ではないですよ。知事が管理者に任命しているんですから。

2,000万円、まけましたね。今、丘の公園には、20年度末で、地域振興事業会計の中で幾ら長期借入金がありますか。

進藤公営企業管理者 長期借入金の20年度末の残高は、62億9,638万2,000円ですので、63億円となります。

丹澤委員 21年度の、ことしの償還金は、総額幾らになりますか。

進藤公営企業管理者 21年の見込みは、4,000万円を見込んでおります。

丹澤委員 この計算でいけば、何年かかりますか。

進藤公営企業管理者 地域振興事業会計の経営健全化計画というのをつくってございます。これは、経過期間は平成16年から25年の10年間、指定管理の期間と同じなんですけれども、そのバックデータを整理するときに、償還計画を策定しております。今言った仕組みの中でいくと、85年間かかって、平成100年度という計算になっています。

丹澤委員 64億円を4,000万円ずつ返して80年って、それは、どういう計算ですか。

進藤公営企業管理者 計画の中で、そういう表をつくって償還をしているんですけれども、平成21年の見込みは4,000万円、こういうことであります。

丹澤委員 これは、後で。では、そのようにしてください。

いずれにしても、これ、4,000万円ずつ返しても本来ならば64億円返すには、120年もかかるわけですよ。それを、まだことしまけてやろうと言っているんですから、恩情あふれていますね。何のために僕がやっているのか。では、100年間、グリーンが壊れない、クラブハウスが壊れない、散水車が壊れない。壊れたらどうするんですか。

進藤公営企業管理者 丘の公園がスタートしたのが昭和61年7月ということですから、ぼつぼつ4半世紀になるという状況でございます。経年劣化という中で、修繕も必要になってきますし、これから、そういった経費が増嵩することも懸念されるところでございます。ただ、全体の枠組みの中で、今、丘の公園が地域に果たしている役割、これを指定管理で継続することによって初めて、指定管理に入る前には欠損金が年間累増していった、しかも現金収支が赤字で、長期借入金の返済も全くできなかったものが、企業局への納入金で地代も払う、長期借入金の返済もできる。このような意味で、改善はされて、長いスパンですけれども、そういった方向では進んでいるということになると思っ

ています。

丹澤委員

これ、先延ばしして、100年先の計画をつくって、生きている人は手を挙げてください。こんなの、だれも認めてくれませんよ。僕が民間の銀行へ持っていったら、こんな計画あるんですかって驚いていました。県庁って感覚が違うんですね。100年単位で物を考えているんだとびっくりしていましたよ。100年ぐらいには返せます。それで平然としている。だってまだ、これをつくるときには、新しく補修するのに金がかかるんでしょう。だれが借金するんですか。

進藤公営企業管理者 先ほど申し上げましたように、非常に厳しい財政状況もあるし、抜本的な解決方策等について、民間の有識者にも入っていただいた検討委員会で検討もしました。そういう中で、今の指定管理者制度というのもつくって、なおかつ、さっき言った枠組みの中で、長期的な期間になりますけれども、長期借入れの返済もしていこう、地域振興にも役立てていこうということで進めているところでございます。

丹澤委員

おかしいと思いませんか。壊れたら新しくまた借金するんですよ。年間4,000万円しか返せない人が、あと何年かしたら、グリーンも張りかえなければならぬ、クラブハウスを直さなければならぬ、散水施設はもう既に壊れている、目に見えているじゃないですか。これを、4,000万円ばかり返して、借金が返せませんなんて、とんでもない話ですよ。そうでしょう。にもかかわらず、ことし2,000万円まけてやろうと言っているんですから、どうなっているんでしょうか。何でことし2,000万円減額するんですか。

進藤公営企業管理者 企業局の納入金につきましては、指定管理者の選定時に、年間1億5,000万円を納入するという提案を受けて決定したものでございます。また、利用料金制というものを一緒に採用していますので、指定管理者の赤字とか黒字といった経営状況が直ちに納入金の額に影響するものではない、これは原則だと思っております。ただ、指定管理者との協定書におきましても、指定期間が10年間と長い、そういった中で、環境の変化、著しい経済状況の変化、こういったものについて、指定管理が5年経過したときには、納入金額について見直しの協議をすると協定で規定してございます。そういった中で、今回、指定時の想定を上回る経済環境の急激な変化であるとか、利用者、それから収支の状況、こういったものを検討する中で、指定管理者と協議を重ねた結果でございます。すべて指定管理者の責任に基づくようなものであれば、これは考慮外だと思いますけれども、指定管理者の努力では、いかんともしがたいような部分、こういったものについては納入金の見直しをする必要があるのではないかと考えたところでございます。

丹澤委員

指定管理者の責任にならないというのは、どの部分ですか、言ってください。

進藤公営企業管理者 1つは、最近の重油高騰の影響を受けて、平成20年度には、重油代が1,900万円ということで、指定管理当初に比べて1,000万円の負担増になっている、経費が増嵩したということです。それから、ゴルフ業界につきましては、全国的なゴルフ場の倒産とか売却、こういった中で、低価格競

争が全体として進行している、激化している。こういった中で、指定当初と比較して、利用単価が下落しております。1,000円以上の下落になっておりまして、年間4万人利用する丘の公園につきましては、相当額の減収になります。それを指定管理者である丘の公園というのは、人件費の削減等で努力して、カバーしているわけですがけれども、それで埋め切れない分、これを合わせまして2,000万円を減額したということでございます。

丹澤委員　　この決算を見ると、去年より売上げは伸びているんですよ。伸びていて、何で減額しなければならんのですか。

進藤公営企業管理者　　年によって、若干の増減がありますけれども、人はふえるが、売上げはなかなかふえない。全体としての経営状況は、非常に厳しい状況が続いていると認識しております。

丹澤委員　　いや、違うんです。売上げが伸びているんですよ。伸びているにもかかわらず、なぜ、経費がかさんで、もうけがないんですか。売上げは伸びているんですよ。去年の売上げが約8億円、ことしは8億7,000万円です。
　　続きは、また、あしたします。

（ 休 憩 ）

（農地面的集積支援事業費補助金について）

保延委員　　きょう、最後の質問をさせていただきます。自民クラブの保延であります。最初に、担い手の減少や農業従事者の高齢化に伴い、耕作できなくなった農地が分散をして所有されていたり、農道の未整備などにより、担い手への農地の流動化が進まず、耕作放棄地が年々増加をしている状況は、本県農業の将来を考えると、大きな問題であります。
　　そこで、28ページの面的集積支援事業費に、農地の有効利用を図るため、面的集積に向けた取り組みに対し助成するとありますが、どのような仕組みの事業なのか、お伺いをいたします。

笹本農政部長　　農業経営基盤強化促進法が改正されまして、担い手が農地を使いやすくなるように、農地を面的にまとめていく新しい仕組みが創設されました。今、お話がありました面的集積支援事業につきましては、市町村が承認します農地利用集積円滑化団体が、複数の農地の所有者から、賃貸でありますとか、売買におきまして、その者を代理として認定農業者、法人などの担い手にまとまった形で農地を配分いたしまして、農地の集積を促進する仕組みでございます。

保延委員　　農地を集めて面的に集積していくことは、1カ所で農作物の生産ができ、農作業が効率的に行えることから、よいことだと考えております。
　　そこで、この事業はだれを対象に支援を行うことになるのかお伺いをいたします。また、その際、支援を行う内容はどのようなものになるのか、あわせてお伺いをいたします。

笹本農政部長　　この事業を実施しますのは、農用地利用集積円滑化団体になります。これにつきましては、市町村から承認を受けた農協でありますとか、また、みずからが円滑化団体になった市町村も助成対象になります。

具体的には、集積した農地面積に応じまして、10アール当たり2万円が交付されます。これを活用しまして、農地の利用状況や所有者の意向調査、農地の貸し手、借り手への奨励金などに当てていくものでございます。

保延委員

この事業は、農地の所有者から賃借や売買にかかわる委任を受けて、市町村、JAなどが、その者を代理して行う、農地の流動化への取り組みに対して、集められた農地の面積に応じて交付金を支払う仕組みだと理解をしました。

そこで、来年度は、この事業により、どのくらいの農地が面的に集積される計画になるのか伺います。

笹本農政部長

明年度の実施予定地区といたしましては北杜市、河口湖町でございまして、47ヘクタールを想定しております。それにつきましては、認定農業者や農業生産法人、飼料生産を受託するコントラクターなどに集積を図っていきたいと考えております。

（耕作放棄地再生活用促進総合対策事業費について）

保延委員

次に、農地を面的集積することにより、効率的な農業経営の実現が期待されるところでありますが、中山間地域などは、面的集積が進みにくく、耕作放棄地も多い状況であると考えています。このような地域では、耕作放棄地対策を継続的に、かつ重点的に実施していく必要があると考えます。

そこで、28ページの耕作放棄地再生活用促進総合対策事業費のうち、優良農地を確保し、農業生産の継続と、農村景観保全を図るために、耕作放棄地の解消に向けた取り組みとして、耕作放棄地解消促進事業と、耕作放棄地等再生整備支援事業がありますが、その目的と事業内容について伺いをいたします。

笹本農政部長

現在、市町村で、耕作放棄地解消5カ年計画に沿いまして、事業を進めております。それに伴います事業の実現に向けまして、実情にあった解消活動を支援していききたいと考えております。

まず、耕作放棄地解消促進事業につきましては、比較的安易なことで畑に戻せる農地を対象といたしまして、耕作放棄地の除草、抜根、整地等に対して支援をしていくものでございます。

もう一方の耕作放棄地等再生整備支援事業でございますけれども、これは圃場の形状が相当悪いとか、農道がないということで、抜本的に生産基盤の整備が必要な農地につきまして、圃場や農道などの整備を支援してまいりたいと考えております。

保延委員

本県の農業は、果樹を中心に、野菜や水稲など、作物も多岐にわたる一方、平地から中山間地域まで農地が広がっている中で、これらの事業は、地域の実情を踏まえて適切に実施をしていくことが重要であると考えています。

そこで、来年度の実施予定地域と見込まれる解消面積について、伺いをいたします。

笹本農政部長

解消促進事業につきましては、山梨市、甲州市、富士川町の3地区で、1.6ヘクタールの耕作放棄地の解消を予定しております。また、再生整備支援事業につきましては、北杜市、身延町、都留市など、20地区におきまして農道や水路の整備を行い、約30ヘクタールの解消を目指しております。

保延委員

耕作放棄地は、草刈りや抜根などの再生作業や、基盤整備などを実施した後に、農地として活用されなければ、再び耕作放棄地に戻ってしまうこととなります。継続して農作物の生産がされることが農地の有効利用を図る観点から重要であると考えます。

整備された農地は、その後、どのように活用されるのか、お伺いをいたします。

笹本農政部長

これらの事業によりまして整備される農地につきましては、現在、ブドウ、桃などの果樹や野菜などを栽培する地域の農業者が確保されております。また、市民農園などで活用を予定されております。そういう意味で、整備後の農地は有効活用されるものと考えております。また、これ以外にも、農業生産法人でありますとか、企業などの多様な担い手の経営計画に基づきますオーダーメイド方式によりまして再生整備を行って、醸造用ブドウなどの栽培に活用するための事業等も考えております。

（リース樹園地整備支援事業について）

保延委員

次に、本県農業の基幹作物である果樹に関係した事業について伺います。

私も、醸造用ブドウの栽培に携わっており、常々感じていることは、果樹農業によって、なだらかな傾斜地に広がるブドウ棚や、周囲の山々が織りなす景観、4月には一面を緋色に染める、一斉に咲きそろう桃の花など、独特の農業景観が形成されており、今後もこれを県の財産として保全をしていく必要があると考えます。

そこで、29ページの新規事業でありますリース樹園地整備支援事業は、果樹農家への新規就農者の参入を促進するため、樹園地の整備をして貸し出す事業とありますが、どのような事業なのか、また、新規性、特徴についてお伺いをいたします。

笹本農政部長

果樹に就農する場合、成園をなかなか確保することは難しいということがございます。また、苗木を植えてから収穫できるまでは経営が不安定ということがございます。そういう意味から、今回のリース樹園地整備事業につきましては、高齢化等により、耕作できなくなった樹園地などをJAが整備しまして、必要に応じ優良な苗木を植えた後に、新規就農者に貸し付けるという仕組みでございます。

また、特徴でございますけれども、農地整備と優良品種の植えつけをセットにして実施できることや、果樹に参入する新規就農者に着目して、就農当初の経営不安の軽減を図ることが新しい点かと考えております。

保延委員

果樹農業へ新規に参入する就農者を対象に絞り込むということでありまして、リース樹園地を整備するとのことでありますが、この事業で整備された樹園地をどのくらいの期間、借地とし、またリース料などをどのように負担することになるのか伺います。

笹本農政部長

借地期間の関係などでございますけれども、果樹栽培では、木の育成に時間を要します。また、収穫が年に1回ということもございまして、貸付期間については10年以上を考えています。

それから、リース料の関係ですけれども、新規就農者は、当然、土地所有者への借地料の支払いもございまして、整備に要した費用につきましては、

県からの助成金を除いた部分をJAに返済する形で考えております。なお、耕作していない農地でありますので、借地料については比較的安く抑えられるのではないかと考えております。

保延委員 このような対策によりまして、どの程度が果樹の就農者に対するリース樹園地としての整備が見込まれるのか伺います。

笹本農政部長 まず、整備見込みということですが、1年間でおおむね5ヘクタールぐらいを予定してございます。それで、各戸の平成17年から19年の新規就農者の就農時の面積を見ますと、おおむね50アール程度でございます。そういう意味で、10年ぐらい新規参入できるという感じでございます。3年間で15ヘクタールを予定しています。

（醸造用ぶどう産地育成事業費補助金について）

保延委員 それでは、次に、30ページの醸造用ぶどう産地育成事業費補助金について伺います。

醸造用ブドウは、生食用に比べ、省力的な栽培が可能であり、高齢者や新規就農者が取り組みやすい品目であります。また、甲州種を中心に、県産の醸造用ブドウへのニーズも高まってきております。そういう意味で、醸造用ぶどう産地育成事業補助金については大いに期待をしているところであります。耕作放棄地の未然防止など、農地の活用にも資するものであります。

そこで、この事業について、詳しく伺いたいと思います。

まず、この事業のねらいは何か、伺います。

笹本農政部長 甲州種につきましては、巨峰でありますとか、ピオーネなど、高単価なブドウへの改植でありますとか、また、農家の高齢化などによりまして、年々生産が減少している状況がございます。一方で、近年、県産ワインの評価が高まってきておりまして、醸造用ブドウのニーズが増加しています。その中で、ワインメーカーにおきまして、原料用ブドウの確保が課題となっているという状況もございますので、できましたら、契約栽培で安定した取引を進めることによりまして、甲州種など、醸造ブドウの生産拡大を支援していきたいということで、考えてきたものでございます。

また、このことによりまして、高齢化や兼業化が進む果樹農業におきまして、ブドウ産地や景観を維持する効果も期待できると考えております。

保延委員 次に、醸造用ブドウの生産が拡大するということは、ワインメーカーのメリットは当然として、ブドウ生産者にとって、どのようなメリットがあると考えておりますか、伺います。

笹本農政部長 巨峰でありますとか、ピオーネなど、高単価のブドウがありますけれども、それらについては摘粒でありますとか、袋かけなどの作業に手間がかかるということがございます。ただ、甲州ブドウにつきましては、これらの作業もないということで、労働時間は3分の1程度ということでございます。そういう意味で、長期的に安定した販売先が確保できれば、高単価なブドウ等の栽培と組み合わせることによりまして、果樹農家の規模拡大や、経営安定が図られると考えております。

保延委員 醸造用ブドウは、生産者にとっても、省力化ということで十分メリットが

あるということは理解いたしました。この事業で農家はどのような助成が受けられるのか。事業の詳細と栽培契約の期間はどの程度を予定しているのか、伺います。

笹本農政部長

まず、進め方でございますけれども、本事業につきましては、JAや果樹農家、ワインメーカーなどによる推進会議を設置していただきまして、安定した取引に向けた関係者の合意を図っていきたくと考えております。その上で、ワインメーカーと長期の契約を結んでいただき、新たに醸造用ブドウ栽培を開始する農家に対しまして、土壌改良や、苗木代、ブドウ棚の資材費など、新植1年目の経費を支援していきたくということでございます。具体的には、既にあるブドウ棚を利用する場合については、10アール当たり5万円、また、棚等を新設する場合については20万円を予定しております。

また、ブドウの新植から本格的な収穫までには5年程度を要します。そういうことから、少なくとも10年程度の契約期間を想定しているものでございます。

（中山間地域総合整備事業について）

保延委員

それでは、次に、中山間地域の生産基盤の整備に大変重要な事業であります中山間地域総合整備事業についてであります。

山梨県は周囲を山々に囲まれ、県内農地の約6割がいわゆる中山間地域であります。中山間地域での基盤の整備については、平場の地域と比べ、まだまだ十分ではないと感じております。また、県の財政が厳しいことは承知をしておりますが、私は、この中山間地域総合整備事業がこれらの地域を整備するベストな事業だと思っております。

そこで、県では、事業計画策定において、中山間地域の特色をどのように生かしていくのか伺います。

笹本農政部長

中山間地域総合整備事業に地域の特色をどう生かしていくかということでございます。

やはり、農業・農村の活性化に向けた基盤づくりにつきましては、今まで以上に地域が主体となりまして、地域独自の将来像を考えていくことが大切だろうと思っております。そのために、地域におきましては、農家や地域住民が参画できるワークショップ手法などによりまして、活性化への意見でありますとか、希望、アイデアなどを反映した将来像を、まず描いていただきたいと思っております。その上に立ちまして、市町村におきましては、地域の作成した将来像をもとに、歴史や文化、農業形態など、中山間地域の特色であります多様な資源を生かしまして、農業振興や、都市と農村の交流などによりまして具体的な活性化構想を作成していただきたいと思っております。

これらを受けまして、県といたしましては、中山間地域の資源を生かして、事業効果等を勘案しながら、それぞれの地域に合った整備手法を検討して、事業計画を作成しているところでございます。

保延委員

この事業は、地元のニーズによく対応して多様な工種が実施されると思いますが、県として特に重点的に進めている主な整備内容について伺います。

笹本農政部長

中山間地の整備事業におきましては、活性化構想実現のための生産基盤の整備、また、交流施設、体験施設などの交流促進施設、さらには集落農道、防火水槽など、地域に合った多様な工種を実施してまいります。特に、中山

間地域におきましては、現在、耕作放棄地の拡大、それから鳥獣による被害が増加しておりますので、これらの対策といたしまして、耕作放棄地解消を目指しました圃場整備でありますとか、鳥獣害防止さくを重点的に整備してまいります。また、特に圃場整備につきましては、耕作放棄地の有効活用を図るとともに、新たな特産品の生産でありますとか、担い手の確保にもつながりますので、重点的に整備してまいりたいと考えております。

（農道整備事業について）

保延委員

次に、36ページの農道整備事業についてであります。

中山間地域における農業振興において、圃場整備や農道、用水路などの整備は必要な課題で、特に中山間地域では、新たな農業展開を図る上で欠かせないのは基幹的農道の整備であります。しかし、今回、農道整備は事業仕分けの結果では廃止となっております。

そこで、本県の農道整備に対する事業仕分けや公共事業費の削減等による影響についてお伺いをいたします。

笹本農政部長

御指摘のとおり、農道整備事業につきましては、事業仕分けで、農道を一般道と区別する意義は薄いということで判定されまして、廃止ということでございます。ただ、明年度、新たに農山漁村地域整備交付金というものが創設されまして、その中で、実施中の地区を含めまして、農道整備は実施が可能という状況でございます。また、内閣府所管の道整備交付金で実施しております広域農道、それから農村地域活性化農道は地方の裁量により整備計画が策定されるものでありまして、これらについては事業仕分けの対象外となっております。

このような状況でございますけれども、国の公共事業削減の中にありましても、交付金などの活用によりまして、明年度の道路整備事業予算につきましては確保ができるのではないかと見込んでおります。

保延委員

特に、農道整備事業の中心的な整備となっております広域農道の進捗状況についてお伺いをいたします。

笹本農政部長

現在、広域農道につきましては、茅ヶ岳東部地区など3地区で事業を実施しております。

まず、茅ヶ岳東部地区でございますけれども、平成21年度までの進捗率は67%でございます。現在、平成25年の完成に向けまして、明年度は亀沢川の橋梁上部工事を予定いたしております。

また、甲斐駒ヶ岳地区につきましては、現在、進捗率は94%ということで、平成23年度の完成に向けまして、明年度は白州地内の約400メートルの改良工事を予定しています。

それから、八ヶ岳南部地区についてですけれども、現在、進捗率は81%ということでございます。24年度の完成に向けまして、明年度は中央道をくぐりますトンネル部分の工事を予定しています。

保延委員

次に、県内では、中山間地域を中心に、まだまだ整備が必要な路線はたくさんあると思っています。今後、県の農道整備の方針について伺います。

笹本農政部長

農道の整備につきましては、農産物の輸送の合理化、また、集落間のアクセス向上などによります地域農業の振興を初め、豊かな地域資源、また交流

施設などをつなぐ意味からも、観光農業の推進にも寄与していると考えております。

今後の農道整備につきましては、市町村と連携しながら、農山漁村地域整備交付金を活用するなどしまして、地域の農業振興や地域活性化施策に基づいた必要な農道の整備は実施してまいりたいと考えております。

保延委員

農村地域の活性化について、いろいろ聞かせていただきましたが、質問いたしました農業施策が連動して効果を発揮し、地域農業の振興が図られ、農村地域の活性化につなげていくことが大事であります。そういう意味では、農道の完成により、農産物の輸送、合理化、農村資源や都市農村交流施設などをつなぐルートの確保が図られるなど、活力ある農村づくりに向けて期待が高まっております。

特に、農村の魅力を生かした観光と連携した農業の振興により、農村地域の活性化につなげていくことが重要だと考えますが、この辺をどのように取り組んでいくのか、伺います。

笹本農政部長

基幹的な農道が整備されますと、そのことによりまして、豊かな地域資源や交流施設をつなぐ広域的な周遊ルートも確保されるということで、観光客の増加も期待されるわけでございます。このために、周遊ルート上や、その周辺地域におきまして、新たな観光摘み取り園の開設、それから販売拠点となる農産物直売所の販売品目の充実、また、都市住民との交流を深めるラインガルテンの整備などを進めてまいりたいと思っております。また、あわせまして、ペンションやレストランでの地元農産物の利用の拡大を図るなど、取り組みを進めまして、人と物との動きを活性化することによりまして、観光と連携した農村地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

保延委員

今、伺いましたが、特に、甲斐市北部から韮崎市、北杜市につきまして、昭和47年から、総延長57キロ、全体工期が40年、事業費の総額が312億円、これだけの道路が、あと2年ばかりすれば完成をするということでもあります。

その件につきまして、次に観光部にお伺いをするわけではありますが、先ほど言いました甲斐市の北部から茅ヶ岳、八ヶ岳、甲斐駒の大地を結ぶ、この広域農道であります。農村風景や、山岳景観が特にすぐれており、また、最近では、峡東地区に次ぐワイン用ブドウの生産地となりつつあります。ワイナリーの立地も幾つか見られるようになっております。甲斐市において、農村生活が楽しめる甲斐敷島梅の里ラインガルテンや、宇津谷地区の菜の花プロジェクトなど、耕作放棄地解消のための取り組みも、地域の工夫次第で、日ごろ土に接する機会が少ない都市住民にとって魅力のある観光資源となっております。

県では、昇仙峡や湯村温泉郷などの主要な観光地の活性化を図るため、地域みずからが行う観光地の魅力向上や誘致促進などの取り組みに支援をしておりますが、これらの観光地に多くの観光客が訪れ、かつてのにぎわいを取り戻すためには、周辺の観光資源を広域的に結び、魅力ある周遊観光ルートとすることが必要であります。この農道が全線開通しますと、湯村温泉に宿泊した旅行者が昇仙峡を訪れ、甲府盆地や富士山を一望するすばらしい景観を眺めながら、甲斐市、韮崎市、北杜市へと至る新たな周遊観光ルートとなることが期待されます。

そこで、農道を生かした観光、農業振興にどのように取り組むのかお伺い

をいたします。

横内知事

委員の御指摘のとおり、長年整備を続けてきました3つの広域農道がようやく完成の時期が近づいているわけであります。とりわけ、茅ヶ岳東部広域農道というのは、私も思い出がありまして、平成14年ごろでしたけれども、当時の市町村長さん方と一緒に、実現について努力をして、広域農道事業としては全国でも最後のものとして採択をされ、事業が始まったわけでありました。これが完成をしていくことによって、今、茅ヶ岳の東部にあります茅ヶ岳広域農道、これは農水省も評価をしており、全国でも、農道事業として成功した代表的な例の1つだと言われているわけでありますが、その茅ヶ岳広域農道をさらに南進させて昇仙峡方面へつないでいくわけでありまして、非常に効果が期待される農道だと思っております。

御指摘がありましたように、昇仙峡という非常に歴史と伝統のある、あるいは湯村温泉郷という歴史と伝統のある観光資源、それから、八ヶ岳南部という、今、本県で2つ目の観光圏の指定を受けるべく努力をしているところを結ぶわけでありまして、同時に、この区間は非常に優良農地が点在をしておりまして、クライנגルテンというような観光型の農業だとか、あるいは企業の森づくりみたいなものを通じての新しい里山づくりなど、いろいろなことが可能性としてある、おっしゃったように、ワイナリーもありますから、ワインづくりでも随分あるということでありまして、知恵さえ出してやれば、非常に可能性のあるものだと思っております。

それで、この農道の開通を見据えまして、やまなし観光推進機構とか、地元市町村と一体になって、宿泊滞在型、あるいは周遊型の旅行商品の造成を本格的にやっていくことによって、観光振興を図っていくことが大変に大事だと。本県の中でも有数の、可能性のある観光地になるのではないかと、そのように期待をし、また努力をしていきたいと思っております。

（キャリア教育の推進について）

保延委員

ぜひ、県でも力を入れて、新しい観光地づくりということで、お願いをしたいと思えます。

最後になりますが、キャリア教育の推進についてであります。

近年、社会のさまざまな領域において、構造的な変化が進行しています。特に、産業や経済の分野においては、その変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化、流動化にも直結をしております。また、若者の勤労感や職業感の未成熟、社会人、職業人としての基本的、基礎的な資質や能力の不十分さが各方面から指摘をされたり、学校から職業への移行過程に問題を抱える若者がふえ、本県のフリーター、ニートの数は、それぞれ1万2,000人、2,000人と推定されているなど、社会問題となっている現状であります。このような環境の中、子供たち一人一人が生きる力を身につけ、さまざまな課題に柔軟にたくましく対応し、社会人、職業人として自立をしていくことができるようにするキャリア教育の推進が強く求められております。

本県においても、本県教育の一層の振興を図るために策定されました、やまなしの教育振興プランにも、基礎学力の向上を図る、確かな学力の育成などとともに、このプランの特色の1つとして、望ましい勤労感や職業感を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を各学校段階に応じて系統的に育成をする、体系的なキャリア教育の推進を重点施策として位置づけられていることも承知をしております。子供たちを取り巻く環境は厳しくなる一方ではありますが、このようなときだから

こそ、子供たちが未来に向かって夢や希望を持ち、自立した生活ができるよう、発達段階に応じて、社会人や職業人としての資質や能力を育成するキャリア教育を推進することは重要であると考えております。

そこでまず、小中学校で、キャリア教育を推進する上での課題は何か伺います。

松土教育長

小中学校では、これまでも将来の生き方、あるいは進路の適切な選択、望ましい勤労観、職業観の形成に関する教育など、キャリア教育の重要な要素となる活動を行ってまいったところがございます。しかしながら、職場体験のみの実施であるとか、あるいは、活動が断片的であるなど、キャリア教育の概念や意義、具体的な取り組みの方策などが、必ずしも学校現場に周知されているとは言えない状況でございます。また、教員一人一人のキャリア教育に対する知識、理解も十分ではない状況でございます。それから、各教科等との関連性や、あるいは系統性を図ったキャリア教育に関する指導計画が作成されていない学校もございます。そこで、小中高12年間を見通した組織的、体系的な指導体制の整備、これを地道に進めることが必要でございます。

保延委員

今、小中学校における課題を伺ったわけですが、その課題を解決するために、県として、小中学校にかかわって、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

松土教育長

今後の取り組みでございますけれども、本年度から3年間の計画で、児童生徒キャリア育成推進事業に取り組んでおります。その中で、まず、小・中・高等学校キャリア教育推進会議の設置、また、キャリア教育アドバイザー、これは推進する中核教員でございますが、その養成、さらに、研究協力校の指定と調査研究の推進をしております。今後、すべての学校で、キャリア教育の中核となる教員を中心といたしまして、本年度作成した小・中・高等学校における体系的なキャリア教育推進の手引き、これを十分活用し、教員の理解を深めるとともに、児童・生徒の将来の社会的、職業的な自立に向けまして、必要な知識、技能、態度をはぐくむように指導してまいります。

保延委員

今、小中学校の今後の取り組みを伺いましたが、高等学校では、卒業後、県内に就職する生徒も多く、本県の産業を担う職業人の育成に大きな役割を担っております。

そこで、専門高校などにおいて、次代の地域産業を支える人材の育成にどのように取り組んでいるのか伺います。

松土教育長

工業高校におきましては、平成19年度から、ものづくり人材育成のための専門高校地域連携事業を、また、農業系の高校におきましては、平成20年度から、食・くらしを支える専門的職業人育成事業を、さらに、本年度から、峡南高等学校におきまして、スーパー専門高校モデル事業を実施し、地域や産業界、関係諸機関との連携を深めて、生徒の企業実習など、実践的な職業教育を実施しております。

明年度は、新たに、地域連携ものづくり人材育成事業を立ち上げまして、これまでの工業高校3校で実施してきた事業を、総合学科高校なども含めた6校すべての工業系の学科、また、系列に拡大して、一層の取り組みを推進してまいります。

保延委員 これらの取り組みの具体的な成果について伺いたいと思います。

松土教育長 成果でございますが、これらの取り組みを通しまして、産業界との組織的な連携が確立されたこと、また、生徒の企業などにおける実習や、技術者による実践的な授業、これが定着いたしました。また、これにより、生徒の学習意欲の向上と、教員の側にしましても、指導方法の工夫、改善が促進されました。生徒の技能検定の合格者が大幅に増加したことでありますとか、さらに、現下の厳しい就職状況にありましても、高い就職内定率を維持していること、これらが大きな成果だと思っております。

今後も、地域産業の状況やニーズを反映させ職業教育を積極的に推進いたしまして、本県の未来を担う人材の育成に努めてまいりたいと思います。

(特別支援教育の推進について)

保延委員 人はだれも、どこかに弱さや不十分さを抱えているものでありますが、障害のある子供たちは、そういった部分を自分だけでは克服することが難しいことから、何らかの支援や配慮を必要としております。しかし、こうした障害がある子供たちが、その持てる力を精いっぱい発揮し、障害を克服して社会参加を目指す姿は私たちの心を打ち、逆に励まされるものであると思いません。私たちの周りを見ても、小学校の特別支援学級で学ぶ子供であったり、特別支援学校で学ぶ子供であったり、何らかの障害のある子供たちを見かける機会が多くなりました。元気に遊んでいる子供が事故に遭って障害を負うこともありますし、急に病気になることもあります。そういったことを考えますと、障害のある人と健常者がお互いにその存在を認め、助け合いながら暮らす社会、ノーマライゼーションの社会をつくることが求められていると思えます。

さて、特別支援教育については、平成19年度に学校教育法が改正になり、スタートしたものでありますが、盲、聾、養護学校が特別支援学校にかわったこと、これまでのように特別支援学校という特別な教育の場でなく、小中学校においても、障害により特別な支援を必要とする子供たちに対して実施されるようになったこと等は承知しておりますが、まず、特別支援教育とはどのようなものであり、教育委員会はどのように取り組んでこられたか伺います。

松土教育長 特別支援教育でございますが、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ちまして、一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために適切な指導や必要な支援を行うものでございます。

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級のみならず、発達障害を含む障害のある子供たちが在籍するすべての学校において実施される必要がございます。県教育委員会では、その推進を図るために、平成20年度から文部科学省の委嘱事業を活用いたしまして、支援体制の構築に取り組んでまいりました。また、特別支援学校は、専門性を発揮して、地域におけるセンター的な機能を果たしております。

この取り組みによりまして、小中高等学校では、校内委員会を設置し、また、特別支援教育コーディネーターの配置は100%となり、また、関係機関との連携、臨床心理士等の専門家による相談などの分野において、支援体制の構築が進んだところでございます。

- 保延委員 特別支援教育の推進にはさまざまな問題もあり、課題があるということだと推察するわけではありますが、現状はどのようになっているのか伺います。
- 松土教育長 本県の現状でございますけれども、特別支援教育の本格実施から3年目を迎え、障害のある子供たちの学習機会が広がる一方で、知的障害のある子供たちが通う特別支援学校では、児童・生徒数の増加が著しく、教室不足が生じております。これらの学校の中には、校舎、寄宿舎の老朽化が進んでいる学校もありまして、計画的な教育施設の整備が求められております。また、特別支援学校は、これまで中度、重度の障害のある子供たちに対する教育を使命としてまいりましたが、増加する軽度の知的障害児童・生徒についても教育を保証し、社会参加を目指した職業教育を充実させる必要がございます。さらに、すべての障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、外部の専門家による巡回指導の活用や、特別支援教育支援員の配置促進など、小中高等学校における特別支援教育を充実させる必要がございます。
- 以上が本県の現状でございます。
- 保延委員 来年度、特別支援教育振興審議会を開催し、外部の意見を聞くということではありますが、審議会の開催回数、委員構成について伺います。
- 松土教育長 審議会の開催回数は6回を予定しております。
- 委員の構成につきましては、障害者の教育や医療にかかわる学識経験者、医療、福祉、労働等の関係機関の代表、障害のある子供の養育にかかわる保護者の代表、特別支援学校や教育機関の代表など、13名を予定しております。
- 審議会の答申を踏まえ、障害に対応した豊かな学びの場を提供するとともに、子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、特別支援教育の今後の方向性を示した、やまなし特別支援教育プランを策定してまいります。
- 保延委員 やまなし特別支援教育プランを策定するということではありますが、そのスケジュールはどのようになっているか伺います。
- 松土教育長 スケジュールでございますが、明年度は、1年をかけて審議会で御審議をいただきます。翌23年度には、その答申を踏まえてプランを策定し、同年度に公表する予定でございます。
- 保延委員 特別支援教育を推進するためには、高等学校における整備基本構想と同様に、将来を見通した計画の策定が必要だと考えております。特別支援教育を必要とする子供たちは、国や県の支援を必要としております。ぜひ、充実した計画の策定をお願いいたしまして、質問を終わります。

以 上

予算特別委員長 清水 武則